

西南学院大学博物館研究紀要

創刊号

— 論文 —

- 銅鏡展示の問題点 — 鏡面展示の試み — …………… 高倉 洋彰 9
- 大学博物館組織論 — 法規と類型 — …………… 安高 啓明 17
- 南海道の法起寺式伽藍配置をとる古代寺院の検討 …………… 貞清 世里 29

— 研究ノート —

- 福岡県下における弥生時代の掘立柱住居群 …………… 中尾 祐太 39

† ————— † ————— †

— 資料紹介 —

- 西南学院大学博物館所蔵「宗門御改影踏帳」(1) …………… 安高 啓明 97(47)
稲益あゆみ

2013年3月

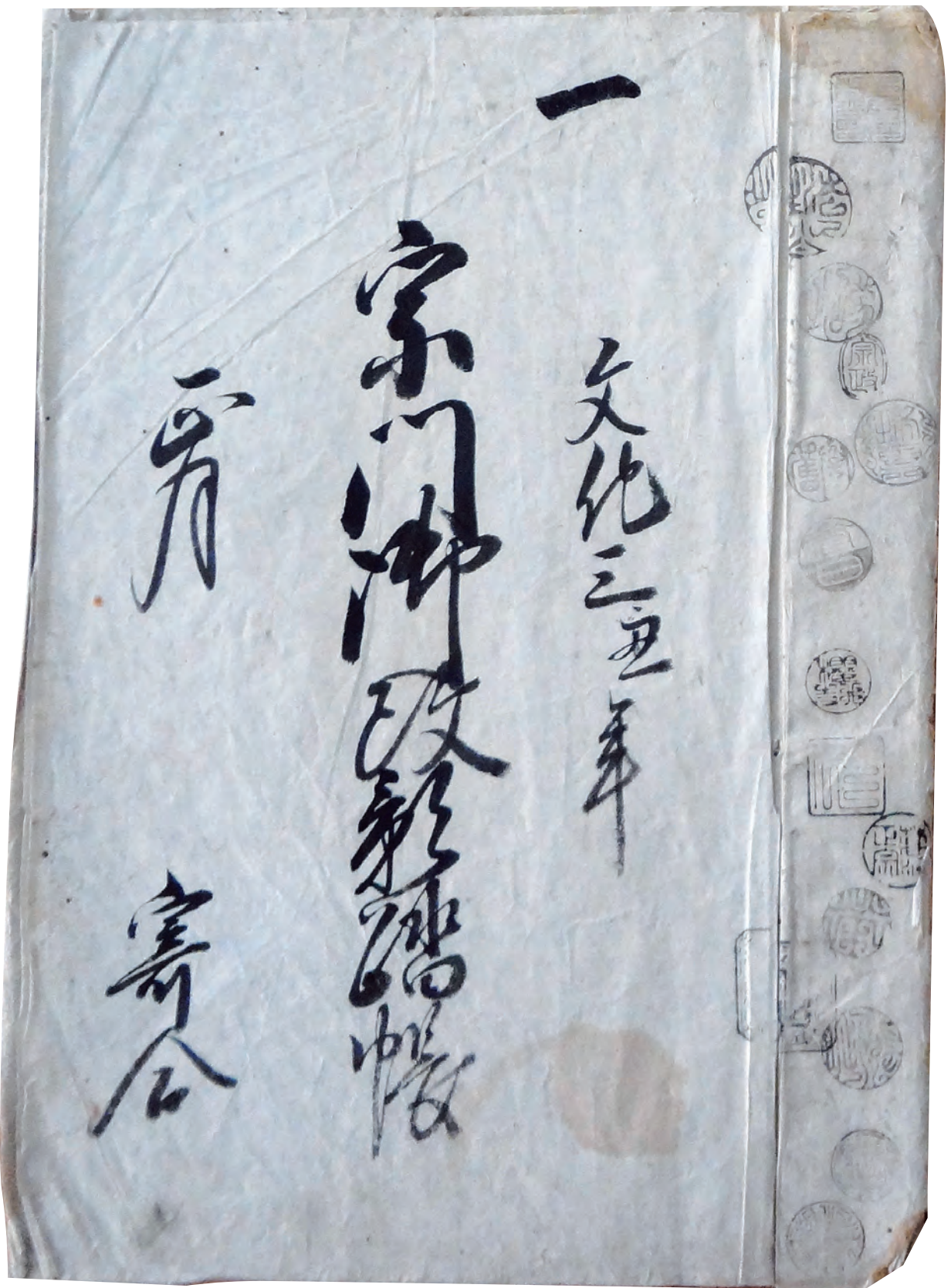
 西南学院大学

西南学院大学博物館研究紀要

創刊号

2013年3月

 西南学院大学



文化三丑年 宗門御改影踏帳(西南学院大学博物館所蔵)

二

文化十三年

宗門御改影踏帳

子
正月

寄合



文化十三年 宗門御改影踏帳(西南学院大学博物館所蔵)

Christ

一切金丹破天連踏水者獄門事



紙踏絵



紙踏繪

紀要の刊行にあたって

西南学院大学に博物館が設置されたのは2005(平成17)年4月(開館は翌年5月)のことで、早いもので8年の歴史をもつようになりました。

本大学博物館は、1921年に完成し旧西南学院本館として活用されましたウィリアム・メレル・ヴォーリズ設計の3階建ての赤レンガ館を活用した小規模な施設ではありますが、大学の顔としての役割もっております。それだけに、「顔」にふさわしい博物館活動を行うよう努力を重ねてまいりました。博物館活動の主要な点は展示にあります。本博物館も、キリスト教主義の大学教育を実践しております西南学院大学にふさわしくキリスト教文化に重点を置いた展示活動を行っており、大学当局のご理解とご支援を得てそれを可能にする展示資料の収集を重ね、常設展示や特別展示に反映させております。そればかりでなく、近年では玉川大学教育博物館や神戸大学海事博物館との大学博物館連携、九州各地の教育委員会との地域連携、さらには地域にお住まいの市民の方々との交流など、本館の展示は多くの方々を支えられ充実してきております。

博物館活動は展示だけではありません。充実した展示を可能にするのは博物館資料ですが、その魅力を存分に発揮させるのは博物館のもつ学識にあります。そのために、これまで、年2回開催します特別展の『特別展図録』、博物館活動を速報します年4回の『西南学院大学博物館ニュース』、毎年の活動を総括します『西南学院大学博物館年報』を刊行してまいりました。このほかにも、特別展の際に講演会を開いておりますが、展示内容をより深くご理解いただけるようになると、皆様から期待を寄せていただけるようになっております。近隣の小学生を対象にしましたワークショップはその年少版となっており、地域と大学博物館、その背景にあります地域と西南学院大学との交流に寄与しております。

博物館活動の根幹を成すのは学識の蓄積にあります。上記しました諸活動のために、学芸員や臨時職員として学芸業務を行っている大学院学生諸君は日ごろから研鑽を重ねており、その成果を発表する場として『西南学院大学博物館紀要』の刊行が望まれておりました。ようやく体制が整い、その機が熟してまいりましたので、紀要の刊行を開始する運びとなりました。

紀要の発刊にとどまることなく、今後、博物館調査資料集、テーマに従いました研究論文集などの刊行も模索してまいりたいと考えております。ともあれ、この紀要を定着させるため、それが大学博物館の将来の発展にいっそう寄与できるようになりますため、皆様方からのいっそうのご指導とご助言をいただけますようお願いいたします。

2013(平成25)年3月31日

西南学院大学博物館

館長 高倉 洋彰

執 筆 要 項

1. 投稿資格は大学博物館に所属する教職員ならびに研究員、臨時職員とし、編集委員会にエントリーしたものとす。
2. 投稿種別は論文・研究ノート・資料紹介とする。
3. 枚数は400字詰原稿用紙に換算して、①論文は50枚、②研究ノートは40枚程度とし、③資料紹介についてはその限りではない。なお、図版は枚数に換算しない。
4. 投稿希望者は題名(仮題でも可)及び論文・研究ノートなどの種別を明示し、7月30日までに『西南学院大学博物館研究紀要』編集委員会(以下、編集委員会とする)まで申し出ること。
5. 提出原稿の体裁はA4版、40字×30行とする。ただし、編集委員によって、体裁を整えることがある。形式は縦書き・横書きを問わない。
6. 註は末尾に通し番号で一括すること。
7. 図表・写真等は掲載場所を指示すること。
8. 編集委員会は館長を委員長とし、博物館学芸員を委員とする。必要に応じて委員を学内教員に委嘱することもある。
9. 編集委員会で査読したうえで、投稿者に修正を求めることがある。
10. ほかの執筆者との統一のため、編集委員会の責任において、原稿に修正を加えることがある。

2012年12月5日

『西南学院大学博物館研究紀要』編集委員会

銅鏡展示の問題点 —鏡面展示の試み—

高倉 洋彰

I 銅鏡展示は鏡背重視が主流

銅鏡を展示している博物館は多い。

そこでは一様に銅鏡の背面がみえるように展示されている。しかし、展示室で銅鏡をみた人が「どこに顔が映るの？」と首をかしげるように、顔を映すという銅鏡の本来の用途は鏡面にあるから、この展示法は問題がある。だからといってすべての鏡を、鏡面を向けて展示すると、円板の羅列になって、面白くない。

銅鏡をどう展示するかについてはいくつもの試行錯誤があって、結果的に鏡背を重視した展示の原則が成立してきたのだろうけれども、そうではあっても現在の銅鏡の展示法には改善の余地が多い。たとえば、筆者の銅鏡に対する問題意識は「権威の象徴」としての銅鏡にある。それを例証する遺跡として著名な飯塚市立岩掘田遺跡出土の前漢鏡を展示する飯塚市歴史資料館の展示と解説パネルをみると、他の博物館と同様に銅鏡背面の文様意匠や銘文に関心が寄せられているように感じる。それはここでも背面の文様を中心的な課題としていると考えざるを得ない銅鏡展示になっているからである。

鏡背展示が重要な展示法であることは論をまたない。実際、鏡面ではなく鏡背文様に重要な意味をもつ鏡もある。中国では唐代に盤龍鏡が流行するが、盤龍鏡は皇帝に献上され、皇帝からも諸臣に下賜された。この贈答によって盤龍鏡は結果的に権威の所在を示すことになるが、献上・下賜された契機は李肇の『国史補』が述べるように、龍文をもつ鏡が百邪を払い、万物を映し出すという吉祥の意味をもっているからであった。このように盤龍鏡の場合は鏡背

文様に意味があり、したがって鏡背を展示する必要がある。その際、盤龍および盤龍鏡の意味の解説を怠ってはいけない。

盤龍鏡のような場合もあるが、銅鏡の主要な用途の1つである権威の象徴としての性格を鏡背重視の展示法から知ることは難しい。そこで鏡背展示ではない銅鏡展示もあることを、具体例で紹介しておこう。

漢代の日光鏡などに透光鏡とよばれる鏡がある。鏡背の文様に合わせて鏡面にわずかな凹凸を作り出し、鏡面に光を当てて壁などに鏡背文様を映し出すもので、高い技術力が要求される。同様の例に、キリシタン資料とされる魔鏡がある。西南学院大学博物館に非常に精巧に作られた魔鏡がある。一見すると普通の鏡だが、鏡面に光を当てると、壁に十字架にかけられたキリスト磔刑像とこれを拝む横向きのマリア像が浮かび上がる。

以上の説明で透光鏡や魔鏡を理解できるとは思えない。博物館は論文購読の場ではなく実物資料のもつ情報を眼に訴えて理解していただくための展示が主役だから、壁に浮かび上がった内行花文やキリス



図1 西南学院大学博物館の魔鏡展示

ト像、マリア像を実際に見てもらうのが一番わかりやすい。そこで西南学院大学博物館では魔鏡を図1のような装置を使って見学していただいている。鏡背文様を展示しながら上記のようにあるいはもっとわかりやすく解説しても要を得ないことになるが、こう工夫することによって一瞬にして魔鏡を理解していただける。加えて、魔鏡の場合は鏡背文様と反射光によって浮かび上がるキリストなどの像が異なることに意味がある。同じであれば、つまり鏡背にキリスト像があれば、キリシタンであることが白日になるからである⁽¹⁾。そこで鏡背と反射光で像が浮かび上がった鏡面文様を並列してパネル写真で紹介すれば、いっそう理解が進む。魔鏡の魅力を眼に訴えて理解していただくためのこの工夫が博物館の展示に必要であろう。

II 権威の象徴としての銅鏡の展示法

銅鏡が権威の象徴としての性格を有していたことを博物館ではどのように展示し、理解できるように試みているのかを、身近にある銅鏡展示の宝庫の2館で実際をみておこう。

福岡県飯塚市の飯塚市歴史資料館には立岩堀田遺跡から出土した重要文化財の前漢鏡10面が展示されている。出土甕棺墓ごとに並べて展示されているが、いずれも鏡の背面を見るようになっている。保存状態の良い10号甕棺墓2号鏡のみは下面を円形に削り貫いた四脚台に乗せ、下にガラス鏡を置いて、銅鏡の鏡面が見えるように工夫されている。鏡背文様の構成や銘文の解読など、前漢鏡の魅力を十分に味わえる展示になっている。

しかし問題点もある。個別の銅鏡の説明はなく、パネルに「中国では鏡は単に化粧道具としてではなく、物の真性をうつしだすものとして呪術的な霊力のある神器とされ、辟邪や魔よけとして使用されました」とある。弥生時代中期後半の立岩堀田遺跡出土の前漢鏡の説明だから、同時代の中国での鏡の性格の説明と思われる。鏡の前身である鑑が『周礼』秋官司寇に祭祀のための道具であると記述されている

例などのように銅鏡の説明としては間違っていないが、先の解説が前漢鏡の性格を指すものであれば、前漢鏡に神器や辟邪・魔除けとしての性格があることは証明されておらず、この解説は大いに疑問がある。続けて「日本では、宝器や祭器あるいは権威のシンボルとして重用されました。6面の前漢鏡を出土した10号甕棺は嘉徳盆地を範囲とするクニの首長墓として考えられています。」とある。弥生時代中期の時期の銅鏡に宝器や祭器としての性格がまったくないことはなかりうが、基本的には威信財であることがすでに立証されている⁽²⁾から、ここでも解説内容に問題がある。その10号甕棺墓の副葬遺物は、銅鏡、青銅製・鉄製武器、装身具などと材質別にバラバラに展示されていて、10号甕棺墓の副葬内容の組み合わせは見学者が丹念にチェックしない限りわからないから、なぜ「クニの首長墓と考えられています」のかわからない。したがって、実物資料の展示を通して教育をする役割をもつ博物館で、日本で最高の前漢鏡資料をもっているにもかかわらず、解説で述べている内容、つまりこれらの前漢鏡が「化粧道具」「神器」「辟邪・魔よけ」「宝器」「祭器」「権威のシンボル」、あるいは「クニの首長墓」であることを理解できる展示になっていない。つまり、モノ(博物館資料)をみせるだけであって、情報の発信をしていないといえる。

飯塚市歴史資料館の展示を駄目と言っているわけではない。展示方法すなわち展示の意図と解説内容が整合していないことの指摘だから、鏡背重視の展示法や参考資料として展示されている西安出土前漢鏡の拓影などに合わせて、「銘文にあらわれた漢代の思想」などの銘文を重視した解説にすれば、情報の発信力は格段に増加する。しかし立岩堀田遺跡の意義を伝えることはできなくなる。

福岡県糸島市の伊都国歴史博物館の平原遺跡から出土した後漢鏡の展示は趣きを異にしている。展示室の中央に「平原王墓主体部復元模型」(実大)を置いて、棺の四周に破碎された状態での後漢鏡の出土状態を再現している。国宝に指定されている40面の後漢鏡は復元模型の両側などに展示されており、片方

の展示ケースの間に、立板の上部を円形の窓状に切り取った展示台を設け、復原した銅鏡が窓部で回転するように工夫されており、鏡の両面を居ながらに試みる事ができる。

展示室の壁面ケースには、糸島市にある三雲南小路遺跡や井原鎌溝遺跡の出土資料を展示し、「王のあかし」という解説パネルで、三雲の前漢鏡57面やガラス璧、金銅四葉座飾金具が前漢皇帝から王侯級の人物に下賜されたことによって王としての権威が生じたことを説明している⁽³⁾。したがって伊都国歴史博物館は展示にとどまらず適確な情報を発信しているといえる。

伊都国歴史博物館の解説にはなかったが、平原王墓の銅鏡については、『日本書紀』仲哀天皇八年条に参考になる記事がある。「又筑紫伊都国主祖五十迹手、聞天皇之行、拔取五百枝賢木、立于船之舳艫、上枝掛八尺瓊、中枝掛白銅鏡、下枝掛十握劍、参迎于穴門引島而献之。」がそれで、筑紫国の伊都(伊都)県主の祖先である五十迹手(いとて)が仲哀天皇の九州下向を知り、船の舳(船首)と艫(船尾)に「五百枝賢木」を立て、枝の上方に「八尺瓊」、中ほどに「白銅鏡」、下方に「十握劍」⁽⁴⁾を掛けて、下関市彦島と思われる穴門引島まで出迎えに行きそれらを献上したとある。同様の方法で岡県主の祖先である熊罥も天皇を出迎え、忠誠を誓っている。五十迹手は鏡・劍・玉の献上の意図を語っているが、曲線的でたおやかな形の勾玉である八尺瓊に天皇が人民を慈しんで支配されるよう願う意義を込めており、白銅鏡(ますみ=真澄の鏡)には山川海原に通曉し事情を掌握しての国土支配、まつろわぬ民を武器(十握劍)・武力で討伐し天下を統一されるよう願ったことであるという内容になっている。鏡・劍・玉の組み合わせは皇位継承に必要な三種の神器に通じていることや服属儀礼の説明であることからみて、白銅鏡および劍・玉の献上は地方豪族の降伏つまり支配権の放棄を意味しており、銅鏡が権威の象徴と考えられていたことを示している。これを敷衍すれば、平原王墓の銅鏡が意図的に破碎されていた理由の推測も可能になる。

伊都国歴史博物館では、平原遺跡出土銅鏡のレプリカを動態展示し、鏡を回転させることによって背面文様と鏡面の相違を理解させる努力をしている。わかりやすい展示だが、「権威の象徴」としての役割は今ひとつ発想できない。実は、常設展示室を出たところに、「弥生人(女王復元)」と題して、煌びやかな衣服をまとった女性マネキンが展示されている。このマネキンを活用し、島根県古浦遺跡の前額部に緑錆のある例を根拠に、マネキンの額に銅鏡を飾って輝かせるのは1つの方法だろう。あるいは円形である銅鏡は太陽を彷彿とさせ、その反射光もまた太陽をイメージさせるから、太陽を掌中に収めた王者ということで、マネキンの手に光り輝く鏡を持たせるなどの工夫も展示法としては面白い。要は鏡面の光輝を強調することである。このような王のマネキンを展示室に置き、権威の象徴であることを解説し、賢木に劍・玉とともに銅鏡を吊り下げるのも意味があり、支配権の放棄として鏡を破碎する場面を設けるのも、鏡の性格の理解を容易にさせよう。そうすると衣服や賢木の考証などの新たな問題も生じるが、銅鏡展示の方法としては簡単なことである。

III 化粧道具としての銅鏡の展示法

権威を象徴する道具としての銅鏡の役割を理解していただくための展示法を考えてきたが、そもそも銅鏡は化粧の道具として発生する。したがって銅鏡に顔が映ることを理解していただくことも必要である。

鏡の起源がいつにあるかはまだはっきりしないが、商(殷)代の銅鏡が知られているからその成立は相当に古い。それは、当時、男性が官僚として出世する条件の1つに、美男である必要があったことに起因すると思われる。美男でない男が美男になるためには化粧し変身せざるをえないからである。

当時の男性は髭面だったので化粧の面積は狭く、化粧での美男化を可能にしていた。化粧をするには自分の顔を確認する必要がある。たとえば、『莊子』徳充符に「人莫鑑于流水、而鑑于止水」(人は流れを鑑とすることなく、止水を鑑とする)とある。鑑と

いう字の「監」は容器に水を盛って水面をかがミとしている様からきていることの証左になろう。普通、川や池などの水面に顔を映して化粧をしていたが、流れでは映りが悪いうえにそれが近くにない場合には苦勞することになり、室内に洗面器状の土製あるいは青銅製の水盆を用意し、それに水を張って、顔を映すようになった。それが鑑(かがみ)である。しかしそれでも不便なので、持ち運び可能な銅器を考案した。それが鏡(かがみ)である。銅鏡の背面に文様があるのはそのためであり、鈕や乳は鑑の足の痕跡にはかならない、と郭沫若が説いている⁽⁵⁾が、妥当な見解であろう。

顔を映す必要性、化粧を上手くほどこす必要性が、底が平直だった鑑に由来する平板な戦国鏡から、前漢鏡を凸面に変える。凸面であれば、マジックミラーのように顔の全体を映し出すことができるとともに、近づければ顔の部分のアップが可能になるからである⁽⁶⁾。

加えて言えば、化粧は人の背面にも及ぶから、合わせ鏡が必要になる。両手に鏡を持てばよいが、それでは化粧ができない。そこで鏡台に鏡を置き(図2)、片手に持った鏡で背後の様子を鏡台の鏡に映して化粧する。化粧の簡単な手直しには携帯した鏡を用いる。ここに銅鏡に大中小がある理由がある⁽⁷⁾。

このように、銅鏡が化粧の道具であることを明示するためには、銅鏡の鏡面、それも顔の映る鏡を展示する必要がある。銅鏡の多くは緑錆に覆われている。緑錆自体が貴重な考古資料であるから銅鏡の鏡面を磨くことに抵抗があり、それを磨くのではなく、顔を映すための銅鏡にはレプリカ(複製品)を利用すればよい。伊都国歴史博物館では先に紹介をした展

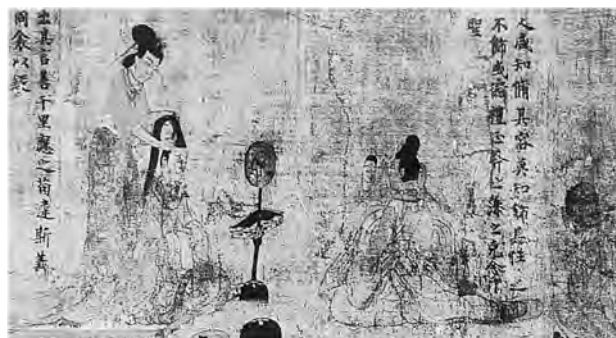


図2 顧愷之「女子鏡図」(宋)にみえる化粧の光景

示室の一隅に「よみがえった銅鏡」のコーナーを設け、鏡面を磨いた方格規矩鏡と内行花文鏡のレプリカを台の上に置き、

「これは、平原王墓から出土した銅鏡を再現したものです。今は錆びて黒っぽい色をしていますが、当時はピカピカと輝いていたことがおわかりでしょう。さあ、手にとって顔を映してみてください。そして古代の輝きを体感してください。」

と案内している。目の前の銅鏡を実際に手に持ち、この案内を読めば、誰でも顔を映してみたくなるのではなからうか。飯塚市歴史資料館にはそうした配慮が無い。実は、この館では顔が映るように磨かれた現代版銅鏡がミュージアム・グッズとして売られている。これを銅鏡展示室の一隅に置けば、銅鏡に明瞭に顔が映ること、化粧の道具として十分に活用可能なことを理解していただける。費用をかけることもなく、わかりやすい展示が簡単に実行できよう。

IV 辟邪のための道具としての銅鏡の展示法

先に唐代の盤龍鏡には百邪を払い、万物を映し出すという吉祥の意味があることを紹介した。このうちの辟邪、その結果としての吉祥への願望が鏡に込められる例は現代中国にある。

雲南省西双版纳タイ族自治州には多くのタイ族仏教寺院がある。そのうちの勐海県のクラチャタン寺の景真八角亭を1991年に訪れたが、壁に魔除けの鏡が飾られていて、タイ族には鏡を辟邪に使うという習俗があることに関心をもった。

この習俗は漢族にもある。1999年に浙江省上虞市にある小仙壇窯跡を踏査した際に、近くの石浦村でいくつかの家の2階に箆に鏡と鋏を結びつけ飾っている家を見かけた(図3)。もしかしたらこれは魔除けではと考え尋ねてみると、鏡で魔物を照り返し、鋏は魔物を切断するためのものと説明された。魔物を切れればよいのだから、鋏の代わりにナイフなどの刃物でも構わないともいっていた。昔はどこにでもあった習俗で、文化大革命のときに悪弊として否定され忘れ去られていったが、石浦村には紅衛兵が



図3 魔除けの鏡と鉦
(中国浙江省
上虞市石浦村にて)



図3の点線部拡大

あられず、旧習が伝わっているとのことだった。その後、雲南省楚雄市でも手形や呪文などを書き込んだ赤い布の前に円形のガラス鏡が垂れ下げられているのを見た。映画『芙蓉鎮』の舞台になった湖南省永順県芙蓉鎮では住宅入口の扉の上部に柄を上にして柄鏡そのものが下げられていた⁽⁸⁾。石浦村のものと形態は異なるが、これらも魔除けということだった。いずれも漢族で、鏡の反射光が邪悪なものを撃退する効果があると考えられていることが理解できる。

辟邪としての銅鏡を考える文献・考古資料は春秋戦国時代の中国や原三国時代の韓国に参考になるものがある。

韓国原三国時代の銅鏡(凸面鏡)には出土状態の明らかでない例が少ないが、慶尚南道良洞里遺跡はそれが明らかで貴重な例になる。10面が副葬されていた

162号木棺墓では銅鏡は2群に分けて置かれており、腰の部分に横並びに置かれた1群と頭部付近に置かれた1群があった。427号木棺墓から出土した3面も腰の部分に横に並べるようにして置かれていた。腰に横並びに置かれた状況は、『左伝』莊公二十一年条や定公六年条にみられる「鞶鑑」を思わせる。「鞶帯而以鏡為飾也、今西方羌胡猶然、古之遺服也」(鞶帯は鏡で飾られた帯である。今でも西方の羌や胡は依然として、古式の服装を残している)とする杜預の注釈があり、良洞の鏡が帯飾りであった可能性を示している。

ここで紹介した例はこのままでは辟邪を意味しているということとはできない。ただ、銅鏡の反射光を辟邪に使うという習俗が東アジアに広くみられるシャーマンにあることが参考になる。シャーマンは銅鏡や小銅鐸(鈴)を衣服に縫いつけ、激しく踊る。そこで鏡や鐸が擦れ合って音を出す、鏡の場合にはピカピカ光る乱反射の効果もある。衣服に銅鏡を綴じ込んだシャーマン服の好例は九州国立博物館にある。この服装がいつまで遡るかはわからないが、帯とはいえ先の『左伝』では鏡で飾る羌族や胡族の服装を古俗といっているから、さらに遡ることになる。

鏡の反射光が邪悪なものを撃退するという観念は現代の日本にもあり、京都八坂神社の祇園祭や太宰府天満宮の秋季大祭である御神幸式などでは、神輿の周囲に銅鏡が吊り下げられている。太宰府天満宮の神輿を拝見させていただいたことがあるが、黒漆塗りされ屋根に鳳凰を飾った神輿の垂幕に銅鏡が吊り下げられていた。和鏡を用いていて、円形の鏡面を光り輝くように磨き、人目に触れることの無い裏面にも梅紋を主文とする鏡背文様が鋳出されている。和鏡だから鉦が無いため、鏡縁の内側に4孔を空け、紐で3面をセットにして吊り下げている。この神輿は1904年に造られているが、1853年に製作された「御神幸式絵巻」(嘉永本)にもそっくりの神輿が描かれていて、やはり鏡を吊り下げている。神輿の四周に銅鏡を吊り下げる習俗の起源や開始がいつなのか知らないが、平安時代後期に後白河天皇の命で作成されたとされる『年中行事絵巻』に鏡を吊り下げた神輿が描かれているなど、神輿の垂幕に銅鏡を吊

り下げる習俗はかなり古い段階からはじまっていたのではないかと考えてしまう。そう考えさせる資料がある。

長崎県対馬島の南端に近い佐須の久根田舎銀山上神社に6面の銅鏡が収められている⁽⁹⁾。面径5.5～6.0cmほどの小形の鏡で、狭縁の内側に目の粗い斜行櫛歯文帯をめぐらす。内区に文様は認められないが、2面には乳が4箇所にある。全体から受ける印象は弥生時代小形仿製鏡に通じるものがあり、報告書も「これ(筆者註：銅矛)とともに保存されている鏡は初期の仿製鏡であろうか」としている。ところがこれら6面には鈕が無い。鈕が欠けているのではなく、最初から作られていない。そこで各々の鏡縁内側の斜行櫛歯文帯の部分に3孔を穿って、吊り下げようになっている、太宰府天満宮の神輿に吊り下げられた銅鏡と通じている。

銀山上神社蔵鏡と同様の例は報告されていないが、弥生時代小形仿製鏡の儀鏡化と通じるものがあることが注目される。小形仿製鏡のなかには古墳時代になると極端に小形化し、直径3cm前後あるいはそれよりも小さな、無文のボタン状になるものがある。これらは祭祀遺構から出土するのが通例で、神事の際に奉納する儀鏡と考えている⁽¹⁰⁾。同様に神事に際して、権威の象徴化をもたらした主要な要因の1つの反射光に邪悪なものを撃退する効果があると考え、辟邪の道具として銅鏡の使用がはじまったのであろう。銅鏡ではなく無文の円板が吊り下げられている例もあるかもしれないが、あるとすれば人目に触れない背面の文様が不要になり、専用の円板へと変化したもので銅鏡状円板といえる。ともあれ銅鏡が辟邪の道具として活用されていく過程の端緒

を示唆するのが銀山上神社蔵鏡で、辟邪の思想形成にあたって韓族の銅鏡で飾る腰帯や背中・胸に銅鏡を綴じ付けたシャーマンの服装が大きなヒントになったと思われる。

銅鏡の辟邪のための道具としての性格をいろいろと論じてきたが、展示法としては、シャーマンの服装にレプリカの銅鏡を綴じ付け、あるいは神社の神輿を置けばそれでよい。神輿の場合もレプリカの使用で十分目的を達することができる。鏡面を外側に向け、反射光がピカリと光るようにする工夫があればもっと良い。

V 鏡面展示の勧め

Ⅱ～Ⅳに共通するのは、鏡の性格や使用目的が鏡背ではなく光り輝く鏡面によって理解できることにある。そうはいっても、光り輝こうとも鏡面はただの円板、しかも多くの場合緑錆に覆われて顔を映すことはできないから、鏡面そのものからは時代性や製作者・利用者の銅鏡に込めた思いなどをうかがうことはできない。それができるのは鏡背の意匠や銘文などからであるから、現在の展示法には優越性が認められる。しかし鏡背展示では銅鏡の果たした役割を知ることができないのも事実である。Ⅱ～Ⅳで紹介したレプリカ活用の鏡面展示法はあまり場所をとることもなく、また実物でなくても再現可能である特色がある。そして何よりも、これによって意義が正しく理解されることが、重要である。

銅鏡の生命は鏡面にあることを忘れてはならない。

註

- (1) 透光鏡で説明したように、魔鏡の場合も鏡背文様に合わせて鏡面にわずかな凹凸が生じるのだから、鏡背文様が映写されることになる。しかし西南学院大学博物館蔵鏡例は鏡背文様と映写像が異なっている。技術的に可能なかを考えていたところ、2面の鏡を合わせているのではという指摘があり、九州国立博物館で分析していただいたが、確かに2面が重ねられていた。
- (2) 高倉洋彰「墳墓からみた弥生時代社会の発展過程」(『考古学研究』78)、考古学研究会、1973年
高倉洋彰「前漢鏡にあらわれた権威の象徴性」(『国立歴史民俗博物館

研究報告』55)、国立歴史民俗博物館、1993年

- (3) 前漢皇帝から銅鏡などの葬具を乗輿制度にしたがって下賜される「王侯級」の人物は、皇族や功臣であって、倭人は該当しないからこの解説は誤っている。ただ、漢に服属した蕃国の王にも葬具は下賜されるから、この場合は「王侯級の人物」ではなく「蕃国の王」に下賜された葬具にあたる。
- (4) 十握は握り拳10個分をさすから、80～100cm前後の長さの剣ということになる。剣は刺突用の武器であり長いと使用に支障が生じるから、80cmを超えるような長剣はみられない。剣を両刃の刀とすることがあり、『万葉集』巻五の八〇四歌にも「丈夫の 壮士さび

- すと 剣太刀 腰に取り佩き」の用例があるから、ここでは大刀を意味していると考えられる。
- (5) 郭沫若 1959「三門峽出土銅器二三事」(『文物』1959年第1期)、文物出版社
 - (6) この点からすると、凹面鏡である朝鮮半島の多鈕細文(粗文)鏡は、顔を映すという鏡の持つ本来的な意義からみて鏡ではない。実際、凹面鏡は光を集め火を起こす道具である陽燧として、中国では鏡と区別されている。実際の使用法は4年に一度のオリンピックの採火式の映像で見られるようなものである。ただし、凹面鏡も鏡の一種であるから、多鈕鏡に鏡字を使うことを間違いといっているわけではない。
 - (7) 漢代の銅鏡の出土状況を点検すると、大形鏡は王族や高級官僚など高位の人物の墓にあり、中小形の鏡は中下級官僚の墓から出土するから、身分(権威)を象徴している。しかしながら宋代になって柄が付くようになるころから、鏡台に架ける大形鏡に対して手持ちの中形鏡、懐中用の小形鏡になってくる。
 - (8) 北九州市立大学外国語学部の金縄初美准教授のご教示による。
 - (9) 水野清一編『対馬』(東方考古学叢刊乙種6)、東亜考古学会、1953年
 - (10) 高倉洋彰「儀鏡の誕生」(『考古学ジャーナル』446)、ニューサイエンス社、1999年

大学博物館組織論 — 法規と類型 —

安高 啓明

はじめに

本稿は、西南学院大学博物館が採択された学内GP「大学博物館における高度専門学芸員養成事業—日中韓における大学博物館の機能と大学院生就業支援」でおこなった調査に基づき、大学博物館を組織的にとらえ、建物や施設、人員体制、取組形態について類型分類したものである。

近年、大学では地域に根ざした社会活動が積極的におこなわれている。一般向けの公開講座はもちろん、オープンキャンパスなどでは多くの高校生や保護者が参加している。こうした活動は従来の“敷居が高い”と思われていた大学が社会に広く門戸を開き、大学への理解と、周辺地域との融和を図る取り組みとなっており、成果をあげている。

しかし、これらは有期の行事であって、大学の一過性イベントに過ぎない側面もある。これに対して、恒常的な社会活動を可能とする拠点が大学博物館である。学生教育はもとより、周辺住民などにも開放している大学博物館は、設置する大学によって活動や全学的な位置付けなど一様ではない。ある種、各大学による特色のある活動となっている一方で、組織的に考えると、大学博物館の統一的な定義付けが不十分という問題点もある。それに、大学博物館は各大学で定められる規則に準拠するところが大きく、法令での規定をみないことが良くも悪しくも多様性を生んでいるのである。

そこで、ここでは大学博物館に関する法規的な問題点とともに、博物館の種別(建物・施設・人員配置等)に基づく類型を提示し、その現状を紹介する。

そして、大学博物館の全学的な位置付けを検討しながら、地域博物館を包括したなかでの大学博物館のあり方についても言及していく。

1 大学博物館調査の概要

本調査は2011年に西南学院大学教育研究推進機構に申請した学内GP「大学博物館における高度専門学芸員養成事業—日中韓における大学博物館の機能と大学院生就業支援」(取組責任者：高倉洋彰、取組担当者：安高啓明)の採択を受けておこなったものである(2013年度までの3ヶ年)。本事業の目的は、大学博物館として博物館学芸員を目指す大学院生に対して、どのような養成をしていくべきか、その実践プログラムを策定していくものである。

大学博物館は学内的には学生教育の拠点であり、実学教育の場でもある。換言すれば、机上の論理を直接実践することができる場所であって、これが空論とならないように指導する専門職学芸員が配されている。また、教員であっても博物館業務にあたる時は、学芸員として従事する。学内にある社会教育・実践的教育も兼ねた施設ということになる。

また、学外的には地域社会との接点となり、調査研究の社会還元をする研究機関である。さらに、“大学の顔”としての性格をもち様々な広報活動も行なっている。このように大学博物館は学内外において、多くの役割を果たしているのである。

そのため、全国の大学博物館の取組事例の現状調査をすることは、その大学内における組織的位置付けや大学博物館に求められている役割なども知り得

ることになる。そして、大学と社会との接点でもある大学博物館が展開している社会貢献事業を含めて調査していくことで、大学博物館の活動実態と課題も明らかとなり、今後、果たすべき方向性を見出していくことができる。そのため、本事業遂行にあたり、大学博物館でおこなわれている学芸員養成のあり方をリンクさせた実地調査をもとに、各担当者へヒアリングをおこなっていった。

なお、本事業で大学院生を対象としているのは、今日地方自治体での学芸員採用基準が修士号取得か、相当以上の業績を有することが条件となつていくところが多い現状に鑑みてである。また、近年、学芸員に求められる専門性がより高度になってきていることにあわせて実務経験年数も求められていることから¹、本学大学博物館でも大学院生に学芸員業務にあたらせていることが背景にある。

そこで、大学博物館が提出した申請書のなかから概要を示すと次のようになる。

【取組概要】

本取組は、博物館学芸員を志望する大学院生に対して、高度専門学芸員としての実学的教育を実施するためのプログラムを策定し、研究・教育・社会貢献(還元)といった三要素の循環を意識付けさせた「博物館人」として有能な人材(高度専門学芸員＝大学院修了者、もしくは同等以上の能力をもった学芸員)を養成するものである。また、大学院生に対して、一社会人(職業人)としての常識を大学院在籍中に身につけさせ、即戦力となる人材育成を目指した実践教育をおこなっていくことを目的とする。

実施にあたり特に下記の事項を目的とした事業を展開していく。

- ①日中韓の大学博物館における学芸員養成課程の調査
- ②学芸員有資格者の大学院生に対する高度専門学芸員養成
- ③博学・学社・博社連携事業の構築
- ④大学博物館の学内における機能の再検討
- ⑤大学博物館における高度専門学芸員養成拠点機能の構築

⑥博物館学の再構築、学芸員養成のためではない博物館のための博物館学の創出

日本に限らず、欧米はもとより中国、韓国などのアジア圏において、博物館学芸員の養成がおこなわれている。各国で学芸員に対する認識や学芸員を養成するカリキュラムは異なっているのが現状である。日本では特に、学部学生が学芸員資格を取るための講義をうけており、卒業後にそのまま博物館に入職することは非常に少ないのが現状である。本取組では、学芸員有資格者である大学院生、もしくは学芸員課程科目を履修中の大学院生を対象として、現場経験を積みながら、博物館事業に従事させることで、博物館学芸員としての実績はもとより一社会人としての実績を積み上げていく。そして、博物館や地域社会にとっての**即戦力となる博物館人材養成**を目的としている。

大学院生を本取組の対象とすることは、学部学生よりも高度教育を受けている**若手研究者への就業支援**とともに、大学博物館を有する各大学が今後、ここにどのようにかかわっていくことができるのか検討する契機とするためである。これまで、本学博物館は九州大学総合研究博物館や九州産業大学美術館と連携しながら、博物館産業人材育成事業として、産学連携の講座や実習プログラムを実施してきた経緯がある。こうした蓄積をもとに、さらにすすめた大学院生を対象とした博物館人材養成を実施していく。西南学院大学博物館が歴史系、九州大学総合研究博物館は人社・自然科学系、九州産業大学美術館が美術系の博物館・美術館であることから三者が連携することにより、各分野を専門とする大学院生への幅広い人材育成が可能である。こうした大学博物館間の**横断的実教プログラム**のもとで、高度専門学芸員を育成し、博物館にその人材を輩出できる高度専門学芸員の養成拠点となりえる取組をおこなっていく。また、創設が予定されている「**上級学芸員**」との連動を含めたプログラムを策定する。

博学連携が唱えられて久しいが、博物館と学校機関の協働事業は一定の成果を挙げている。これに最近では、学社連携・博社連携も加わってきており、

一層の博物館活動が求められてきている。ことにこれまで閉鎖的な感の強かった大学は社会貢献や地域還元が求められており、こうした学内外のニーズに応えるべき、社会人向け、学生向けなどの教育プログラムを策定し、これに従事することができる能力を身につけた大学院生を養成する。キュレーターとしてだけでなく、エデュケーターとしても業務にあたることのできる幅広い能力を有した行動力のある「博物館人」を養成することを目指す。

本調査の特徴

以上が申請書の概要となるが、本調査の特徴としては、主に下記の3点を挙げておきたい。

(1) 博物館組織の実態調査

本調査で対象とした大学博物館は、博物館としての原則たる“展示空間”を有し、調査・研究に基づく展示がおこなわれ、さらには、講演会等の教育プログラムが実施されているところとした。博物館と称する以上、調査研究の成果を反映する手法は展示に求めるべきであり、常設展示はもとより企画・特別展示を展開している大学博物館を主に調査することにした。また、主要な大学博物館については、運営に携わる教員や学芸員、事務職員などから学芸員養成のあり方や事業展開についてヒアリングをおこなっている。各大学で設置が進められ、独自に進展している大学博物館の取り組みについて、基礎情報の収集と集約、ネットワーク構築も含めて、特色ある大学博物館を調査している。

(2) 大学院生による基礎調査と学芸員養成の実態

大学博物館を有する大学は、大学院を設置しているところが多い。大学院生のなかには学芸員資格を保有し、将来、博物館・美術館や文化財関係への就職を希望している者もいる。本事業では参加する大学院生へ入職前に学芸員の仕事内容を理解させるとともに、教員・学芸員とのヨコのつながりを築く機会にするため調査に同行した。彼らを「博物館GP 研究員」として参加させ、次頁に掲載する調査書を作成させるとともに担当者へのヒアリング調査をおこなわせた。学芸員の基礎知識の共有化と今後、本学

博物館に取り入れるべき情報を参加者各人に記入させた。

(3) 日中韓の博物館事情の比較

本事業は日本国内を主眼にしているものの、中国や韓国の大学博物館も調査対象としている。日本の大学博物館よりも先進的な大学もあるなど、学ぶべきことが多い。中国、韓国の大学博物館が学内でどのように位置付けられているのか。さらには、大学博物館と学部との関係、研究体制などを含めてヒアリング調査をおこなっていく。また、学芸員資格そのものが各国によって異なっている事情に鑑みて、大学博物館ばかりでなく、学芸員そのもののあり方についても調査する。

調査雛形

本事業を実施するにあたって、次頁に添付する調査書を使用した。調査書は二枚(表裏)あり、「大学博物館調査票」と「大学博物館調査票(ヒアリング)」からなる。前者は大学博物館の基本情報として、表面に館種や組織、所蔵資料、活動実績などを記し、裏面には大学博物館が行なっている学芸員養成課程(博物館実習や独自の養成プログラム)について記載する。後者については前者を補足するもので、ヒアリングした内容を記すとともに、各調査員が感じ取った対象館の長所および短所を記すものとした。前者については、対象館からのご協力を得ながら作成し、後者は参加した調査員が議事録および気付いた点などを記録していった。参加した調査員に実地調査の基本とともに、学芸員としての新たな視点を身につけさせることを目指した。これら調査書をもとに全国大学博物館の主要なデータベースを構築し、大学博物館連携の核となる情報収集に努めた。

2 大学博物館の沿革と附属施設

大学内における“知の拠点”には、附属図書館がある。大学博物館よりも先に設置をみた附属図書館であるが、大学博物館を取り上げる前に、大学と附属図書館の関係を取り上げておこう。

大学博物館調査票

博物館名				
館種	設置者			
設立年月日				
所在地				
連絡先	TEL: _____ FAX: _____	URL: _____ MAIL: _____		
組織	館員構成	館長 _____ 専任学芸員(教員) _____ 事務職員 _____ アルバイト _____		
	正規・非正規教職員	名 _____	非正規教職員 計 名 _____	
	学芸員(教員)の専門分野			
	最終学歴	院卒(博士後期) 名 _____	院卒(博士前期・修士課程) 名 _____	
	学位	博士 名 _____	修士 名 _____	
運営・活動実績	学芸員資格保有者	名 _____	自校出身者率 人 / 人 (%) _____	
	常設展示テーマ			
	所蔵資料分野	所蔵資料点数	年度 人 _____	
	代表的な資料(作品)	①	入館者実績	年度 人 _____
		②		年度 人 _____
		③		年度 人 _____
		④		年度 人 _____
	⑤			
	開館時間	休館日		
	特別展(企画展)実績	① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ ⑤ _____		
刊行物の名称	① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____			
講演会・教育PG等実績	① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____			

表

学芸員養成課程

学部学生対象	学芸員課程の有無	あり	なし
	大学博物館での受入実績	(学部履修者 名) _____	
大学博物館での実習期間	年 月 日 ~ 年 月 日(前年度実習のべ日数)		
	大学博物館以外の主な受け入れ先		
大学博物館の取り組み	カリキュラム		
	大学院生へのフォロー事例(実務実績)		
	取り組みへの意見		
	就職実績		
作成日	年 月 日	作成者	(本学) _____ (協力校担当者)

裏

大学博物館調査票 (ヒアリング)

調査日 年 月 日

調査博物館			
担当教員・学芸員	本学調査員		
調査内容	ヒアリング内容		
	施設概要(エレベーター有無、バリアフリー対応)		
	展示概要・資料		

表

調査内容	博物館活動について	
	学芸員養成について	
	備考	
	対象館への感想 長所	
	短所	
	提案	
	添付資料(パンフレットなど)	

裏

大学図書館は、「国立学校設置法」第六条(附属図書館)により「国立大学に附属図書館を置く」(昭和二十四年五月三十一日法律第五十号)とあり、設置基準が設けられている。しかし、この図書館規定は平成16年の国立大学法人法で削除され、私立学校法人法にもみられなくなったものの、「大学設置基準」第三十六条(校舎等施設)「大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする」というなかに挙げられている。

大学設置基準とは文部科学省の省令ではあるが、附属図書館はその規定が明記されている一方、大学博物館に関しては明文規定が欠落しているのである。第三十六条の校舎等施設にないことから、「大学設置基準」第三十九条(附属施設)をみれば次のようにある。

次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校
医学又は歯学に関する学部	附属病院
農学に関する学部	農場
林学に関する学部	演習林
獣医学に関する学部又は学科	家畜病院
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船(共同利用による場合を含む。)
水産増殖に関する学科	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園(薬草園)
体育に関する学部又は学科	体育館

この表をみれば明らかのように、学部附属して学校・病院などが定められ、実習・教育施設は確固たる位置付けがなされている。仮に、学芸員養成に関する学部又は学科という項目があるとすれば、ここに附属博物館が記されることになる。

なお、附属図書館および図書館司書については、「大学設置基準」第三十八条(図書等の資料及び図書館)に次のようにある。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

図書館司書との明記はないものの、専門的職員等の専任職員を配置することが求められている。図書館における「専門的職員」となれば司書にあたることはいうまでもないだろう。学芸員と同じ任用資格である図書館司書については「大学設置基準」にその職務に類する記載があるものの、学芸員にはそれがみられない。また、前記した第三十九条のように学部又は学科の附属施設にも大学博物館が位置づけられていないことが、大学内における設置が遅れることにもつながったのである。また、学芸員が学部ではなく、あくまでも資格課程にすぎないことが、附属施設としての位置付けを困難にしたといえる。

そこで、大学博物館の起源をどこに見出すのか。「大学設置基準」の附属施設にも相通じるが、小石川植物園がこれにあたとされる²。小石川植物園は正式には東京大学大学院理学系研究科附属植物園であり、先に挙げた「大学設置基準」の薬学部に対する附属施設である。その源流は幕府が設置した小石川御薬園にまで遡り、小石川御薬園は麻布と大塚にあった薬園が1684年に徳川綱吉別邸近くに移設された幕府直営の薬用植物園であった。1722年には徳川吉宗により小石川養生所が設けられ、診療できる施設がおかれ、幕末まで至っている。

明治になると、東京府が管轄し大病院附属御薬園となり、その後は大学東校、文部省の所轄となる。1877年に東京開成学校と東京医学校が合併して旧東京大学が設立されるにともなって法理文三学部附属植物園と改称された。ここで大学薬学部の附属施設に位置付けられ、広義でとらえるならば大学博物館の起源になろう。

20世紀になると、私立大学では、大学博物館の前身となる施設が相次ぐことになる。例えば、1928年に國學院大学が考古学陳列室(現在の国学院大学伝統文化リサーチセンター資料室)が設置され、1929年には早稲田大学の演劇博物館(現在の早稲田大学坪内博士記念演劇博物館)、同年に明治大学の刑事

博物館(商品博物館と考古学博物館との合併を経て現在の明治大学博物館)が設立される。1930年には天理大学の海外事情参考品室(現在の天理参考館)が設けられるなど、広がりを見せている。これらは学内において収集されてきた資料の文化財的・学術的価値が見出された結果ともいえよう。但し、この頃は“展示館”や“陳列館”という施設であって、今日の博物館とは一線を画している。その後、国公立、私立を問わず大学博物館は2004年には約250館以上になったとし³、2006年には281館になったとの報告がされている⁴。

広義的にとらえて附属御薬園(植物園)からはじまった大学博物館は、附属図書館にみられたような法規に明記されていなかったが、個々に発展してきたことがわかる。多くの大学が豊富な資料(学術標本)を有していながら、後述する1996年の学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会の報告があるまで、独自の展開を遂げてきたのである。

附属施設として省令で定められていない大学博物館は、その立場を法的にも明確にする必要があった。そこでとられているのが各大学による規則化である。例えば国立大学法人和歌山大学には、紀州経済史文化史研究所があり、研究所の位置付けを学則に定めている。「国立大学法人和歌山大学組織規則」(制定：平成16年4月1日、最終改正：平成24年9月28日)第15条(附属機関)で「本学に次の附属機関を置く」とあり、ここで附属図書館などとともに紀州経済史文化史研究所が併記されている。これにより全学的な機関として位置づけられることになった。

さらに、「国立大学法人和歌山大学規則集」第18章には、「和歌山大学紀州経済史文化史研究所規則」(制定：平成16年4月1日、最終改正：平成22年6月25日)があり、趣旨・目的・業務・企画運営委員会・職員などが規定される。先の組織規則を具体化したかたちであるが、紀州経済史文化史研究所が何をおこなう機関であり、学内および学外において果たすべき使命が記されている。なお、文部科学省により博物館相当施設の指定を受けており、博物館としても法的に位置付けられた。

和歌山大学紀州経済史文化史研究所は一事例であるが、多くの大学博物館が各大学の学則などに定められているに過ぎない。そのため、大学により様々な立ち位置になっていると言わざるを得ない。結果的に、大学によって大学博物館運営のあり方にも多様性を生むことになったのである。

3 大学博物館の類型

大学博物館は学則などで明記されているものの、省令や大学設置基準においては、その法的根拠を見出すことができない。とすれば、対外的な位置づけは現行の博物館法に則して考えておく必要がある。そうした認識をもった大学博物館は多くあり、博物館相当施設の指定を受けている大学博物館があるのも実状である。博物館の運営は独立行政法人(政令で定める)や一般社団法人、一般・公益・特殊財団法人、宗教法人、地方公共団体、民間などが主体となっている。大学博物館の場合、これが大学および学校法人であるということだけであり、博物館法に則って考えて然るべきであろう。

総称、“博物館”は、博物館法では美術館や文学館、科学館、植物園、水族館といった様々な館種が存在している。先に挙げた運営主体にも同じことがいえるが、これについては「博物館法」第二条(定義)に次のようにある。

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規

定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。(傍線筆写)

ここにあるように、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集・保管するのは、地域博物館の使命であり骨子である。大学博物館もこの類にもれず、さらに地域博物館とは質の異なる学術標本も所蔵している。これに加え、近年では工学系の大学博物館も多くみられるようになってきている⁵。特色ある学部が設置されているなかで大学博物館もその領域を広げているのである。

大学博物館の強みは博物館員ばかりでなく、学部所属の教員も関与することが可能であるから、人員というソフト面が充実していることである。ただし、条文にある「教養、調査研究、レクリエーション等に資する事業」は、博物館(ハコ)でおこなう特別展や企画展、講演会、ワークショップなどで反映するものであり、資料に関する調査研究を目的とする機関(ハード[建物・施設])が大学博物館には必要なのである。

ハード面について、前節で取り上げた「大学設置基準」第三十九条の学部又は学科の附属施設もその役割を担うことになる。例えば、畜産学に関する学部の附属施設である飼育場又は牧場は動物園にあたり、農学に関する学部の附属施設の農場や林学に関する学部の演習林、薬学に関する学部の薬用植物園(薬草園)は、広義でとらえれば植物園となり、自然系の施設となろう。また、水産学又は商船に関する学部の練習船についても、場合によってはハードの役割を果たしている。例えば、役割を終えた練習船などが展示室にリニューアルされているところもある⁶。

これらでおこなわれている活動は博物館法に定められる「教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をする」ことに通じる。これに博物館としての活動の前提条件となるのが、博物館法の条文にある“展示”である。これまで大学博物館は展示をするハード面の脆弱な状態が続いていたも

の、学術審議会学術情報資料分科会が1995年に中間報告した「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について」、および1996年1月の報告をうけて、各大学で改善されるようになってきた。

報告では、「大学等の学術標本を整理、保存、公開・展示し、その情報を提供するとともに、これらの学術標本を対象に組織的に独自の研究教育を行い、また、「社会に開かれた大学」の窓口として、人々の多様な学習ニーズに対応できるユニバーシティ・ミュージアムの設置が必要である」と提言された。これは欧米の大学がたくさんの学術標本を有し、これに基づく調査研究による学術情報の発信・受信基地として活発に機能している実態に鑑みたものである⁷。そこで、1996年5月には東京大学総合研究博物館(前身として1966年に東京大学総合研究資料館が発足)、さらに1997年4月には京都大学総合博物館(1914年に陳列館竣工、1959年博物館に改称)が発足したのである。

以上を踏まえたうえで、大学博物館の位置付けを(1)建物・施設(2)組織体系(3)館員体制(4)活動目的にわけて考えてみると、次のような分類をすることができる。

(1)建物・施設

建物・施設は、先の博物館法に依拠する博物館として位置付けるには必須のものである。それは、博物館と称する以上、展示空間の保有が大前提のためである。学術審議会報告の「社会に開かれた大学」を大学博物館が具現化するためには、研究成果の社会還元を展示・活動に求めなければならない。建物・施設というハード面については大学によって様々であり、その類型は次の六分類に区分することができる⁸。

a. 近代設備型

博物館施設を開館するにあたり、新築された建物であり、展示空間はもとより、温湿度管理の整った、収蔵庫も兼ね備えるなど、県立、市立などの博物館とも比肩する建物である。なかには重要文化財など指定物件を展示することができるほどの環境が整った展示室を有する大学博物館もある。

b. 象徴的建造物型

大学の歴史ある旧校舎などに展示室を設けて一般公開している建物である。そのため、空調などの展示環境を整えにくい側面がある。卒業生や在学生はもとより、近隣住民からも親しまれた建物を博物館としてリニューアルして開放している。新築された博物館にはない、歴史と伝統を感じる情趣があり、シンボリック的な建物となっている。また、建物自体が文化財に指定・登録されていることもある。

c. 既存再利用型

空き教室など既存の空間に展示ケースを設置した施設。空調などの環境整備が立ち遅れている。収蔵施設(倉庫)と兼ね備えたところもある(≒収蔵展示)。前記したa.近代設備型とb.象徴的建造物型の間位置付けられ、今後の移転などを含めて発展途中にある施設ともいえる。

d. 併設型

図書館や記念館などの一部に展示空間が設けられている施設。間借りの状態のところもあれば立て増しにより附設されているところもある。存在感としては弱くなるものの、図書館や記念館を利用した人の導線となっており、二次利用としても有効に機能している。

e. 自然開放型

薬学部の附属機関である薬用植物園などがこれに該当する。植物園を有する大学のなかには一般開放して所属する教職員の解説を交えながらの見学会を実施したりして、社会貢献事業をおこなっている。自然環境に博物館活動が左右されやすい問題点もある。

f. 衛星遠隔型

大学博物館はキャンパス内に設けられることが多い。つまり、来館者は学内へ訪れることになるが、これ以前として最寄の駅前であったり、空港であったりと学外者が行き交う場所に展示空間が設けられていることがある。大学博物館とは別にこうした施設があることで、本館への誘導を促し、ひいては効果的な広報展開を可能としている。

(2) 組織体系

大学博物館の位置付けは学則などで定められていることが一般的である。ここで、どのように位置付けられるかが、大学博物館の特色に大きな影響を与えている。

a. 全学型

大学博物館以外にも学内には多くの研究機関がある。これらと並列な関係にあり、それぞれが独自の予算を採り、教職員が配置されている。大学に設置される学部の横断的な資料を収蔵し、総合的な取り組みをおこなっている。また、自校史の展示室を設けることによって、大学の建学の精神を伝える拠点にもなっている。

b. 学部独立型

各学部に附属する博物館で、所蔵する資料も学部が収集してきたもので構成される。全学型と異なり、個別の資料を収集し、展示されることから専門性に特化している。配属される教職員も学部所属し、全学的な取り組みには些少の障害がある。なお、全学レベルではないものの、複数学部が関与している場合がある。

c. 顕彰型

大学・学校の創立者であったり、教鞭をとっていた著名な教員、大学が輩出した卒業生や、在学生を顕彰する施設。全学的かつ学部には属しない分、専門性は低下しているものの、身近な展示を展開し、一般の来館者にはわかりやすく、親しみやすい内容となっている。

d. 地域・研究連携型

地域の歴史や文化など共通する研究分野の機関や周辺住民らによるボランティア組織と連携して展示活動がおこなわれる。大学附属ではあるものの、独立性が強く、学外の利用者が多い。地域住民や関係機関からの寄贈・寄託資料が多く、地域博物館と類似する性格にもなっている。

(3) 館員体制

博物館の運営を担う教職員のなかでも学芸業務にあたる者の立場を考えると、次の四点に区分することができる。なお、大学博物館サポーターやボラン

ティア、友の会はここには含んでいない。

a. 教員

大学博物館を大学研究・実験機関として位置付けたうえで教員を配属している。学芸員課程に関する授業などを担当するとともに、博物館が所蔵する学術標本の研究をおこなっている。これら研究成果を展覧会や報告書等で発信している。

b. 専門職員

教員系列とは別に事務局系列で専門職位を設け、博物館業務にあたっている。博物館実習生の受け入れ館のひとつであり、実習指導をおこなっている。また、特別展開催など専門職によって授業とは一線を画した実践・実学教育を展開している。

c. 事務職員

常設展示室を管理するというので配属されているところが多い。実際の運営については学内の運営委員会などが担うところが大きく、教員のサポートを含めて主に事務的な業務にあたっている。他方で、事務職員でありながら、学芸員を兼務しているところもある⁹。

d. 非正規教職員

任期制の教職員が配属され、博物館活動をおこなっている。科研費等で雇用されていることも多く、任期終了後の活動の継続性が危惧される。

(4) 活動目的

大学博物館が主目的としている活動から分類すると次の四分類となる。しかし、これらが明確に区分されるのではなく、それぞれが組み合うこともある。

a. 公開型

学術審議会答申「社会へ開かれた大学」を具現化するために、展示を主とした公開施設。所蔵資料を中心とした常設展示室を設けるとともに、時期に応じて特別展を開催する。

b. 研究型

原則的に一般公開していない施設。研究者向けに資料の閲覧を認めることもある。多くの学術標本を収蔵し、これらの研究成果は研究紀要などの出版物等を主として報告している。

c. 養成型

博物館実習生などの受け入れを中心としている施設。一般公開を主目的としているのではなく、学生教育での活用に力を入れている。

d. 広報型

学校創立の歴史や現在の研究・教育を紹介する学校広報としての施設。展覧会事業等の展開はなく、そのスペースを設けてもいない。既存の常設展示室を通じて学校案内を効果的におこなっている。

4 大学博物館の設置目的

大学博物館を構成する要素は地方自治体の博物館とは共通するところも多いが、その対象や目的に対する効果など異なる点がある。前記したように大学博物館と称する以上、博物館法に則る必要があることは論じるまでもないが、大学博物館も然るべき設置目的を学則等で定めなくてはならない。

先に和歌山大学紀州経済史文化史研究所を一例として取り上げたように、設置される目的は様々である。具体的に和歌山大学の場合をみてみると、第二条(目的)に次のように記されている。

研究所は、紀州地域の経済、文化の史的研究及び自然に関する基礎的研究並びにそれらに関する資料の収集及び公開を行い「知」の提供を通じて地域社会の発展に寄与することを目的とする。

立地する和歌山(紀州)域の①「経済と文化、および自然」に関する研究をおこない、その基本となる②資料の収集と公開をすることによる「知」の提供を通じて、③「地域社会」の発展に寄与することが目的として挙げられている。これは学術審議会学術情報資料分科会の報告に依拠しているところも大きく、情報の提供こそが「知」の共有であり、これが地域社会の発展へとつながると明記されているのである。

次に九州大学総合研究博物館の設置目的をみてみると、「九州大学総合研究博物館規則」(施行：平成16年4月1日、最終改定：平成23年4月1日)の第二条(目的)に次のようにある。

博物館は、学術標本の収蔵、分析、展示、公

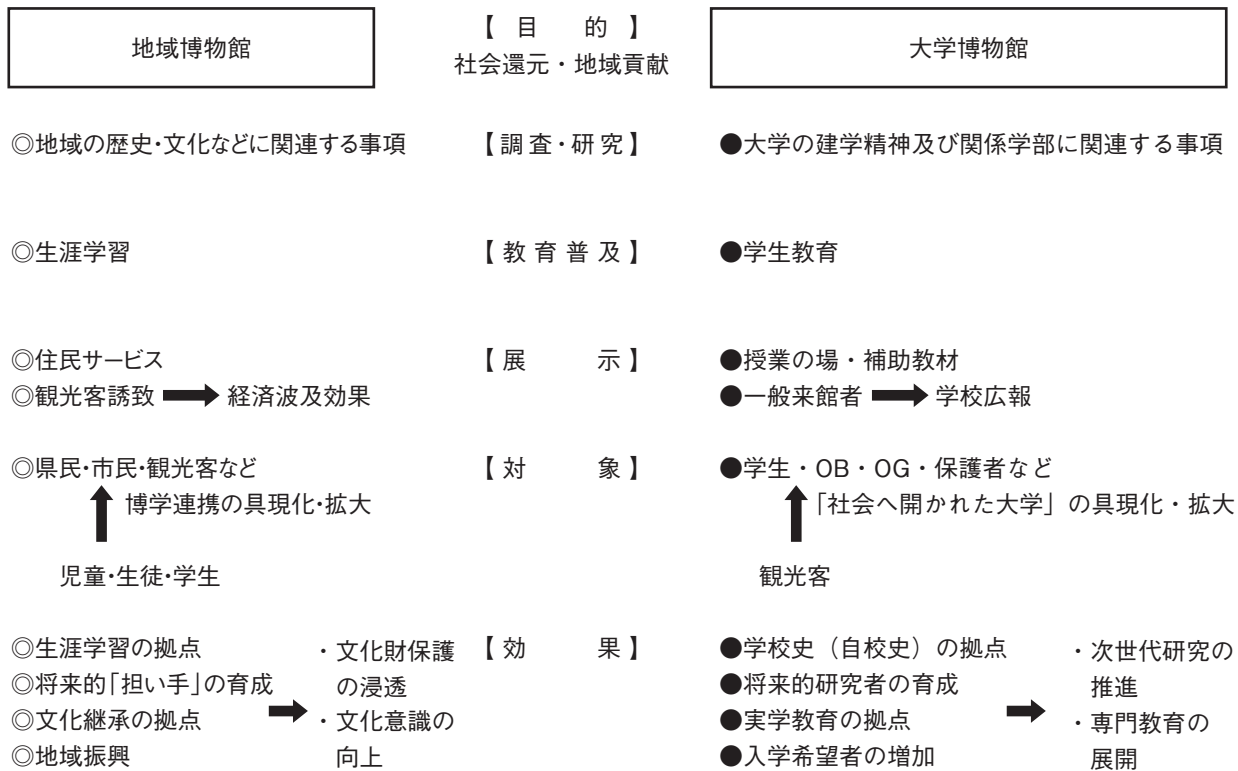


図1 地域博物館と大学博物館

開等及び学術標本に関する研究教育の支援並びにこれらに関する調査研究を行なうとともに、学内外の研究教育活動に寄与することを目的とする

博物館としての基本業務である資料の①収蔵、②分析、③展示、④公開、⑤研究教育支援を目的としていることがわかる。展示と公開が別記されているのは、九州大学総合研究博物館の活動を反映しているところであり、展示とは別にweb上のデジタルアーカイブズに力を入れていて公開が多様化している実態がある。学内外の研究教育活動に寄与するという文言が地域貢献であり、学生教育ということになる。

西南学院大学博物館の場合、「西南学院大学博物館規則」(制定：2005年10月5日)の第三条に目的が明記される。

西南学院大学博物館(以下「博物館」という。)は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1)キリスト教文化、教育文化、地域文化、西南学院史等に関する博物館資料(以下「資料」という。)の収集、整理、保管、閲覧及び展示に

関する事項

- (2)前号の資料の調査研究に関する事項
(3)本学学生、教職員等の西南学院関係者並びに一般市民等の教養及び調査研究に資するために必要な事業の実施に関する事項

西南学院大学のキリスト教主義教育にしたがって、キリスト教や教育文化、福岡という立地に鑑みた地域文化、大学の母体である西南学院の歴史に関する博物館業務をおこなうことが第一の目的として挙げられる。そして、その対象が、本学学生と教職員等、そして一般市民等となっている。条項にある西南学院関係者とは教会関係者および学生保護者、保証人なども含まれようが、「本学学生」と文言明記されているところが国立大学法人と私立大学の博物館規則の大きな相違点に思われる。

大学博物館の展示空間は、学生教育の場としてもおおいに活用することができる。例えば西南学院大学博物館では、博物館実習生が2週間の実習成果を企画展という形で公開している。また、美術・芸術学部等を有する大学では卒業作品の展覧会や学生作品を展示し、通常の博物館・美術館では取り上げら

大学名	総入館者数	所属学生数	学生が占める割合
立正大学博物館	2,012人	445人	22.12%
駒沢大学禅文化博物館	11,692人	5,035人	43.06%
玉川大学教育博物館	8,163人	2,475人	30.31%
山形大学附属博物館	2297人	1,420人	61.81%
西南学院大学博物館	14,027人	3,819人	27.22%

※上表は「立正大学博物館年報9」(立正大学博物館、2010年)、「駒沢大学禅文化歴史博物館年次報告書」(駒沢大学禅文化博物館、2011年)、「玉川大学教育博物館年報」第9号(玉川大学教育博物館、2011年)、「山形大学附属博物館概要2011」(山形大学附属博物館、2011年)、「西南学院大学博物館年報」第4号(西南学院大学博物館、2012年)をもとに作成した。なお、山形大学の学生の内訳については他大学生が含まれる可能性がある。

図2. 大学博物館総入館者数にみる在籍学生比率

れない作品を紹介している¹⁰。こうすることで学生自身のモチベーションを高めることができるうえ、実習先でその成果を展示で発信するという実学教育のひとつのあり方である。

以上のように大学博物館の設置目的を明文規則からみると、社会貢献と研究成果の地域還元という点は共通する。そこで、地方自治体の博物館と大学博物館の棲み分けと意義付けを示すと次の図1のようになる。

地方自治体の博物館が生涯学習を主眼に置くとすれば、大学博物館(特に私立大学)は在籍する学生を第一に対象として然るべきであろう(組織体系のd.地域・研究連携型を除く)。教育機関である大学の附属施設である以上、本学学生を主とした対象にするのが学校運営からみても本来の姿である。

とすれば、展示する一義的な目的も地域博物館が住民サービスとすれば、大学博物館は学生教育ということになる。そして、地域博物館が近年取り組んでいる学校機関との連携が具現化すれば、多くの児童・生徒・学生利用者に支えられることになり、大学博物館が社会貢献事業を展開した成果によっては、学外からの来館者にも恵まれることになる。

博物館の効果、ひいては存在意義を求めれば、長期的な調査・研究ということは共通する。しかし、その本義は生涯学習か学生教育の拠点かという根本的な相違点がある。

本事業の調査では、大学博物館の利用者比率も調べている。入館者数をもても学外の利用者が半分以

上を占めているところが多く、本来利用を促したい学生来館者数は伸び悩んでいる。展示に係る講義を履修している学生や学芸員課程履修者は利用することが多いが、その比率は学生全体でみると極めて少ない。特に入館者数が多い館ほどその傾向が強くみられる。卒業生が懐かしみ来館することも大切ではあるが、在学中の学生利用者の増加が今後、各大学博物館に求められることになろう。大学博物館の設置目的に鑑みた、積極的な博物館活動の展開が必要となってきたのである。

おわりに

大学博物館の役割を考えると、博物館と称されている以上、資料を収蔵し、調査研究の成果を展示活動に反映することが基本的な原則である。全国各大学に設置される大学博物館も展示を軸とした取り組みがおこなわれているものの、博物館活動は様々である。それは博物館の設置目的や類型に鑑みれば、決して逸脱していない取り組みであり、各大学博物館がそれぞれの規則に従って工夫を凝らした運営がなされた結果である。

しかし、全学的に見た場合、附属病院、薬草植物園などといったように、学部の附属施設としての明文規定をみないことが大学博物館の位置付けを浮遊なものとしている¹¹。大学博物館は学生のための学芸員実習・養成の場でもあることを考えれば、規定される附属施設となんら区別されるところではな

い。第一に学校教育の附属施設として位置付けられることが大学博物館の存在意義を確かなものとし、全国の大学博物館に共通する目的が確固たるものとなるであろう。

そして、地域博物館と大学博物館は共通する取り組みが行なわれている。元来、対象者が異なる活動を行なうべきところであろうが、近年はその垣根を越え共存共栄するあり方が定着してきている。地域博物館との連携事業はこれを象徴するものであろう。博物館同士が淘汰されるのではなく、相互の協働関係を構築することが必要である。

大学博物館としては見学にきた子どもたちに将来の研究者の道を指し示す希望を与え、期待を持てる取り組みをおこなうことができる。なにより、来館者へ大学そのものに対する理解と学問への興味関心

を与えることが大学博物館の使命ともいえる。そして、学問の後継者を誕生させ、モノに立脚した学問を真摯に学びつつ将来的に博物館のサポートをしてくれる存在に彼らになりえるだろう¹²。

大学博物館は、類型問わず、大学と地域社会との接点である以上、今後、大学博物館が担う役割は大きい。大学と地域、博物館と地域とが乖離してはならず、地域に根ざした教育施設であるためには、大学博物館が核となって、社会と大学の接点にもなることも求められるのである。

[付記]本稿は学内GP「大学博物館における高度専門学芸員養成事業」(2011年度～2013年度)で調査した成果の一部である。

- 1 安高啓明「指定管理者制度と学芸員」(辻秀人編『博物館危機の時代』雄山閣、2012年)。
- 2 黒沢浩「大学博物館論」(黒沢浩編『南山大学人類学博物館オープンリサーチセンター研究報告第1冊 学術資料の文化資源化』南山大学人類学博物館、2011年)。
- 3 守重信郎「わが国の大学博物館の問題とその背景」(『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No8、2007年)。
- 4 伊能秀明・織田潤「日本のユニバーシティ・ミュージアム2006」(『明治大学博物館研究報告』11、2006年)。その後、伊能秀明監修『大学博物館事典－市民に開かれた知とアートミュージアム－』(『日外アンシユーツ』2007年)で、130大学162館にアンケートをおこない、大学博物館の取り組みや組織形態など、基本情報を載録している。
- 5 例えば、日本工業大学では工業技術博物館が設けられ、多くの登録文化財を保管している。また、同じく工学系博物館を有する日本大学では、大学博物館としてどうあるべきか検討し、工学系の学芸員養成の必要性を提唱している(『工学系大学博物館の概要について－大学博物館の運営実態に関する基礎的研究その1』『日本建築学会大会学術講演梗概集』2009年)。
- 6 神戸大学海事学部では「進徳丸メモリアル」が置かれ、関連する展示がおこなわれている。なお、東京海洋大学では、国指定重要文化財である明治丸の公開に向けての取り組みがおこなわれている。
- 7 海外の大学博物館について、北米だけでも215大学が412館園を設置しているとの指摘もみる(伊能秀明・織田潤「資料 海外のユニバーシティ・ミュージアム(北米編)」(『明治大学博物館研究報告』10、

2005年。なお、本学大学博物館が採択された学内GPでは、韓国と中国の大学博物館を調査している。これらについては別稿を設ける予定である。

- 8 大学博物館の建物の特徴として①近代的施設②シンボリック的施設③仮施設④オープン施設があることは既に指摘している(安高啓明「ユニーク大学博物館」、高倉洋彰・宮崎克則編『大学的福岡・博多ガイド－こだわりの歩き方』昭和堂、2012年)。
- 9 大学博物館に所属する学芸員が事務職員である場合、専門的職員として認知されていないことが原因であり、実習指導の立場などが曖昧であるとの指摘がある(伊能秀明「ユニバーシティ・ミュージアムの望ましいあり方－明治大学博物館の生涯教育事業と今後の方策－」(『明治大学博物館研究報告』第11号、2006年)。
- 10 九州産業大学芸術学部は美術館で「卒展」を、共立女子大学では家政学部や文芸学部が卒業制作作品発表会を開催している。また、東京家政大学でも大学博物館で学生作品を企画展として発表している(三友晶子「大学博物館における学生作品の展示について－企画展「布、再びみたび」報告－」『東京家政大学博物館紀要』第15集、2010年)。なお、地域博物館である金沢21世紀美術館では、市域の大学の卒展などを開催している事例もある。
- 11 法的問題については、職員構成、予算運営などを含めて大学博物館の設置が相次ぐ当初から指摘されている(西野嘉章「大学博物館－理念と実践と将来と」東京大学出版会、1996年)。
- 12 大野照文「大学博物館における社会連携：京都大学総合博物館を例に」(『化石』83号、日本古生物学会、2008年)。

南海道の法起寺式伽藍配置をとる古代寺院の検討

貞清 世里

はじめに

法起寺式伽藍配置(以下、法起寺式)は一般的に、一塔一金堂式で回廊内の東に塔、西に南面する金堂を配するものと定義される(図1)。法起寺式をとる古代寺院は日本全国の広範囲に分布していることが知られており、その初出は奈良県の法起寺であると考えられている(菱田2005、石松2007、森2008など)。

法起寺式をとる寺院のもつ性格については、先学によって塔と金堂を並置すること、塔の西に金堂が位置することなどから、西方浄土の阿弥陀如来を金堂に安置したとする説など様々な検討がなされているが、法起寺式をとる寺院の本尊がわかっている例が少ないため特定の仏に対する信仰を見出すことが難しいことが指摘されている(菱田2005、森2008)。

本稿では、古代寺院のとる伽藍配置はその寺院のもつ何らかの思想の表出であるという視点に立ち、南海道における法起寺式をとる古代寺院の様相を提示し、その分布から検討を試みたい。

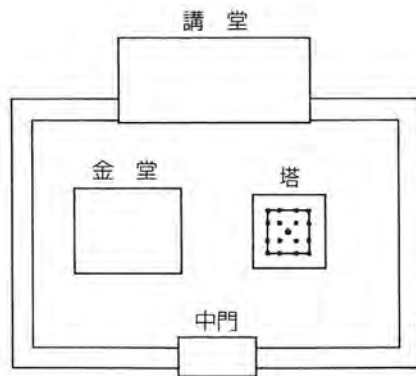


図1 法起寺式伽藍配置模式図(森1998を一部改編)

1. 南海道の法起寺式をとる寺院

南海道は紀伊、阿波、讃岐、土佐、伊予、淡路の6か国で構成される。讃岐、伊予には多くの寺院が所在しており先学によって多くの研究がなされている。最も寺院が少ないのは土佐であり、北側を四国山地が隔てていることにその理由があると理解されている。法起寺式をとると考えられている寺院については、紀伊国、讃岐国、阿波国に所在することが指摘されている(菱田2005、石松2007)。以下にそれらの寺院についてみていきたい。なお、それぞれの寺院の伽藍配置推定図は図2、出土瓦は図3にまとめて掲載している。

1-1 紀伊の法起寺式をとる古代寺院

神野々廃寺 和歌山県橋本市に所在する。1976(昭和51)年に発掘調査が行われた。塔基壇と塔心礎石が現存している。他の礎石は移動、散逸しており原位置をとどめていない。心礎は長さ2.86m×幅1.35mの緑泥片岩の巨石を東西方向の横長に据えていて、中央部に径86cm×深さ9.3cmの一重孔を穿っている。塔基壇は一辺約12mの規模と考えられており、心礎から6.5mの地点に河原石を乱石積みにした基壇の一部が残っている。基壇は版築されている。塔基壇の周辺部は水田になっている。塔のほかの堂宇は確認されなかったが、周囲の地形から法起寺式の伽藍配置が想定されている。遺物には、軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、塼仏などがある。創建瓦は出土した中で最も古い川原寺式の複弁八弁蓮華文軒丸瓦

(I・II類)であると考えられ、組み合わせられる軒平瓦は検出されていない。川原寺式の軒丸瓦が出土していることから、7世紀後半から奈良時代後半の寺院であると考えられている。次に紹介する名古曾廃寺と同范の軒丸瓦が出土している。寺域は不明である(橋本市教育委員会1977)。

名古曾廃寺 和歌山県橋本市(旧伊都郡高野口町)に所在する。俗に「護摩堂」とよばれている⁽¹⁾。昭和30年ごろ、付近の道路を改修中に瓦が発見され、古代寺院跡であると知られるようになった。1989(平成元)年に高野口町教育委員会、1991(平成3)年に和歌山県教育委員会により発掘調査が行われ、塔と金堂の遺構が検出された。伽藍配置は法起寺式に推定されている。心礎は緑泥片岩で長さ2.23m×幅1.33mで、中央に二段の柱座孔をもつ。孔の外径は59cm、深さ7cmで、その中心に径22.5cm×深さ14cmの内孔をもつ。創建瓦は出土状況から、金堂が川原寺式の複弁八弁蓮華文軒丸瓦と三重弧文軒平瓦の組み合わせで、塔が本薬師寺式のセットである。出土した佐野廃寺と同范の軒丸瓦、軒平瓦から、佐野廃寺と同時期の7世紀後半の創建年代が考えられている(小谷2002)。

佐野(狭屋)廃寺 和歌山県伊都郡かつらぎ町に所在する。寺域は南北約540尺×東西約270尺と推定されている。金堂、塔、講堂、中門の遺構が検出されている。金堂は、基壇が削平されていたが、雨落溝などから東西約15m×南北13.5mの規模に復元されており、5間×4間の柱間をもつ南面する建物と考えられている。塔は金堂から約9m東方に位置し、一辺約12mで基壇は版築されていた。講堂は、金堂と塔の北側に位置し、中心がやや西寄りである。基壇の南面、東西面が確認され、規模は東西約24m×南北15m前後に推定されている。柱間数は不明だが、正面7間×奥行4間の構造と考えられている。また、金堂基壇中心から約34m南の地点で幅1.45m×深さ0.2mの東西方向の雨落溝の一部が検出され、南門に伴うものと推定されている。出土遺物として、軒

丸瓦、軒平瓦、鬼瓦、鴟尾、埴仏、須恵器などが検出されている。

金堂基壇周辺から創建瓦とみられる複弁七葉蓮華文軒丸瓦と三重弧文軒平瓦が多く検出されており、寺院の創建年代は670年代とされている(和歌山県教育委員会1977)。塔の創建瓦として本薬師寺式、巨勢寺式の瓦の組み合わせが考えられているが、金堂の創建瓦が先行するほか、名古曾廃寺出土瓦と同范の瓦が出土している(小谷2002)。

また、『日本霊異記』にみられる「桑原狭屋寺」は佐野廃寺をさすといわれている。以下に引用する。

聖武天皇の御世に、紀の国伊都郡桑原の狭屋寺の尼等願を發し、その寺に法事を設け、奈良の右京の薬師寺の僧題恵禪師を請へ(中略)十一面観音に奉仕りて悔過す。時に彼の里に一の凶しき人有り。姓は文忌寸なり。(中略)凶しき人の妻上毛野公大椅の女有り…

(『日本霊異記』中巻第十一話)

文忌寸は伊都郡内で主要ポストをしめた一族で、上毛野公大椅は渡来系氏族の田辺史が改姓したものであることから、佐野廃寺の造営氏族は郡司級の豪族の文忌寸と考えられている。また、神野々廃寺、名古曾廃寺の造営氏族も郡内に居住していた渡来系氏族であった可能性が考えられている(小谷2002)。

以上のように紀伊に所在する法起寺式をとる寺院は、いずれも伊都郡に分布していることがその特徴である。和歌山県紀ノ川流域の寺院の出土瓦には大和と関係が深い瓦当文様が用いられていることが知られている。佐野廃寺の金堂周辺から川原寺式の複弁八弁蓮華文軒丸瓦(A類)と三重弧文軒平瓦の組み合わせ、塔周辺から本薬師寺式軒瓦、巨勢寺式軒瓦が出土している。川原寺式軒丸瓦には同じ系統としてB類に分類されるものがあり、紀ノ川流域以南に分布していることから、川原寺式の細かい別型式として「佐野廃寺式」とよばれている。名古曾廃寺からも川原寺式の複弁八弁蓮華文軒丸瓦が出土しており創建瓦と考えられているので、名古曾廃寺の創建年代は佐野廃寺とほぼ同時期とされている。佐野廃寺

から西に約8kmのところの名古曾廃寺、そこから東に約1kmのところの神野々廃寺が位置する。神野々廃寺出土の川原寺式軒丸瓦(ⅠC類)は伊都郡に分布する川原寺式軒丸瓦のなかでもっとも川原寺創建瓦に酷似しており、神野々廃寺の創建年代は670年前後に想定されている(小谷2002)。紀伊の法起寺式をとる3か寺は、ほぼ同時期に創建されており、出土瓦にもそれぞれ同范関係がみられる⁽²⁾。創建瓦について金堂は川原寺系瓦、塔は本薬師寺系瓦を用いていることも3か寺の共通点である。

1-2 讃岐の法起寺式をとる古代寺院

白鳥廃寺 香川県東かがわ市(旧大川郡白鳥町)に所在する。1968(昭和43)年度に白鳥町教育委員会によって発掘調査が行われた。塔、列石の遺構が検出されている。塔は、心礎が検出された。心礎石は長径約1.6m×短径約1.4mで、上面1.2m四方の面が整えられ、その中央に直径40cm×深さ8cmの円形の柱座が設けられている。心礎のまわりの土には高さ約40cmの版築が行われた跡がみられ、土壇の高さは1.2m前後であったと推定されている。土壇の規模が一辺約12.3mであることから基壇の規模は方41尺前後と考えられている。1982(昭和57)年度年報の地形測量図に金堂が想定されており、法起寺式伽藍配置をとる。寺域は方一町に推定されている。出土瓦から創建は白鳳時代で、奈良時代後期には伽藍が整備され最盛期を迎え、平安後期に火災で廃寺となったと考えられている。創建期の瓦には法隆寺式、奈良時代後期の瓦には平城宮式の影響がみられることから中央との密接な関係が考えられている(香川県教育委員会1983)。

開法寺跡 香川県坂出市に所在する。讃岐国府域の南西角付近に位置しており、平安時代に讃岐国司として在任した菅原道真の『菅家文草』に登場する「開法寺」に相当するものとして取り扱われている。古くから塔跡の土壇が注目されており、1970(昭和45)年に坂出市教育委員会によって発掘調査が行わ

れた。

塔の遺構は周囲の水田より1mほど高くつくられており、西側で凝灰岩切石による壇上積の基壇約6mが検出されている。礎石は心礎を中心に四天柱礎石、側柱礎石ともに17個がそろっている。心礎石は東西2.15m×南北1.25mのほぼ方形で、二重孔式である。柱座は径87cm×深さ8cmで、中央に径4cm×深さ15.5cmの穴が穿かれている。心礎石に接するように四天柱4個、その外側に側柱12個が並べられている。塔基壇は約11.2m(37.7尺)四方で、高さ約80cmとなり、側柱礎石は5.8m(20尺)四方で、塔は三重塔であったと推定されている。

塔の南北から礎石、西から瓦の包含層が確認されており金堂に比定されていることから、法起寺式の伽藍配置が想定されている(川畑・松本1977)。2003(平成15)年の調査では、塔基壇下から西に約5.7mの地点で南北に幅約3mの瓦だまりが検出され、推定伽藍の中心軸にほぼおさまることから、寺院遺構に関連する瓦だまりと考えられている(石井2004)。近年の研究では、石松好雄は「南海道の古代寺院」『天武・持統朝の寺院造営—西日本—』(2007)において法起寺式をとる寺院に分類していない。出土遺物には、素縁素弁八葉蓮華文軒丸瓦、複弁八弁蓮華文軒丸瓦などの軒丸瓦、偏行唐草文軒平瓦、重弧文軒平瓦などの軒平瓦がある。素縁素弁蓮華文軒丸瓦の型式から白鳳時代の創建が考えられている(藤井1978、宮崎2010)。開法寺跡は奈良時代には讃岐国府に付属する寺院として機能したと考えられており、奈良時代の出土瓦には讃岐国分寺、国分尼寺の軒丸瓦と同范のものがみられる(宮崎2010)。

讃岐国では讃岐平野全域に寺院が分布しており(松下1977)、11郡構成でそのすべてに寺院が造営されている。寺院の数はのべ28か寺であり、地方では特異な例である。讃岐国の瀬戸内海沿岸地域で藤原宮式瓦が広く分布し、藤原宮へ瓦を供給した宗吉瓦窯跡も存在することが指摘されている。白鳥廃寺は国の最も東に位置しており、藤原宮式瓦の影響が顕著である(石松2007)。また、開法寺跡出土の素弁瓦は、高句麗系瓦の系譜に入り、蘇我氏または秦氏が

関わりと考えられており、畿内主流派の瓦の変形例としてとらえられている(亀田1995)。

1-3 阿波の法起寺式をとる古代寺院

石井廃寺³⁾ 徳島県名西郡石井町に所在する。1957(昭和32)年から1959(同34)年まで発掘調査が行われ、塔、金堂の遺構が検出された。塔の遺構は、心礎石とそれを取り囲む10個の礎石、基壇の一部が現存している。心礎石は南北94cm×東西66.6cmである。建物は3間×3間で、規模は方5.38m(17.8尺)である。三重塔に推定されている。金堂の遺構は塔の心礎石から21.2mの距離にある。礎石28個全て現位置を保って残っており、5×4間で、柱間はすべて1.88mである。金堂建物の規模は9.4m×7.5mで、基壇の規模は雨落溝から東西14.0×12.12mに復元されている。塔、金堂ともに天平尺を用いたと考えられている。伽藍配置は伽藍全体が南面していると想定されており、法起寺式をとることが通説になっている。出土遺物としては軒丸瓦、軒平瓦鬼瓦、須恵器、土師器などが検出されているが報告書では創建瓦について言及はされていない(斎藤ほか編1962)。7世紀後半から8世紀前半の創建が推定されている。

こうざと
郡里廃寺(立光寺) 徳島県美馬市美馬町に所在する。1967～8(昭和42～43)年に徳島県教育委員会、美馬町教育委員会によって遺跡確認の調査が行われ、2005(平成17)年に史跡整備に伴い再び発掘調査が行われた。塔、金堂、回廊の遺構が検出されている。塔は、基壇の一部(東西約7m×南北約10m)が残存しており、掘り込み地業から基壇規模は一辺12.1m(40尺)に復元されている。基壇上面では心礎石抜き取り穴、礎石抜き取り穴が検出されており、礎石は、検出された二つのうち一つが原位置を保っていた。初重の一辺は約6.42m(21.2尺)に復元されている。また、心礎が2面検出されていることから塔は一度倒壊したのち再建されたと考えられている。

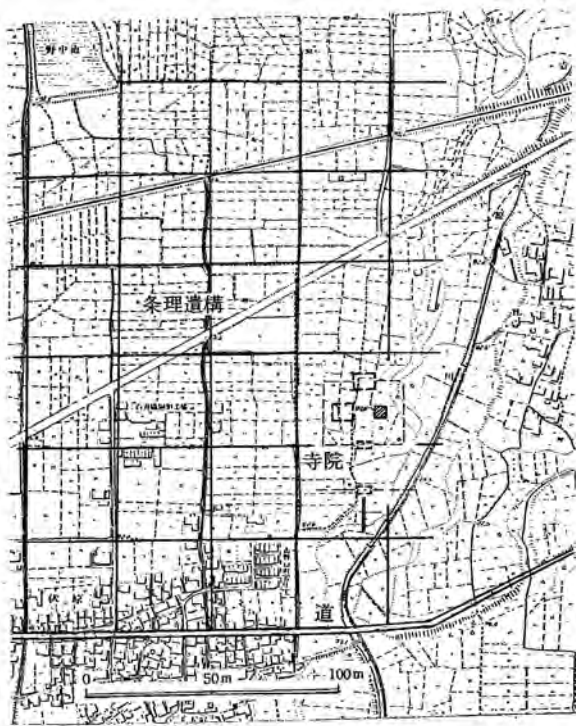
金堂の遺構は基壇が検出されず、金堂推定値のト

レンチ調査によって、礎石抜き取り穴にたまったと考えられる瓦片の堆積、基壇築成土の層、わずかに検出された溝などから、東西15m×南北約12mの基壇規模が推定されている。回廊の遺構は、金堂の西方約7mの地点で、幅約3.5mで南北に帯状にのびる石敷、塔跡の東方約8mの地点で幅約5mの南北の帯状の石敷が検出されており、位置関係から東西回廊にあたる建物であると考えられている。寺域は石敷、土塁遺構から東西94m×南北120mに想定されている。伽藍配置は、塔と金堂の位置から法起寺式と想定されているが、講堂の遺構は検出されていない。そのため講堂のない伽藍配置であった可能性も考えられている。本稿では法起寺式(仮)として考えしておく。主な出土遺物は瓦、須恵器、土師器である。軒平瓦の出土量が1点であり極端に少ない。また、徳島県内で唯一鴟尾が出土している(美馬市教育委員会2007)。白鳳時代に創建され、平安時代ごろまで存続した寺院であると考えられている。

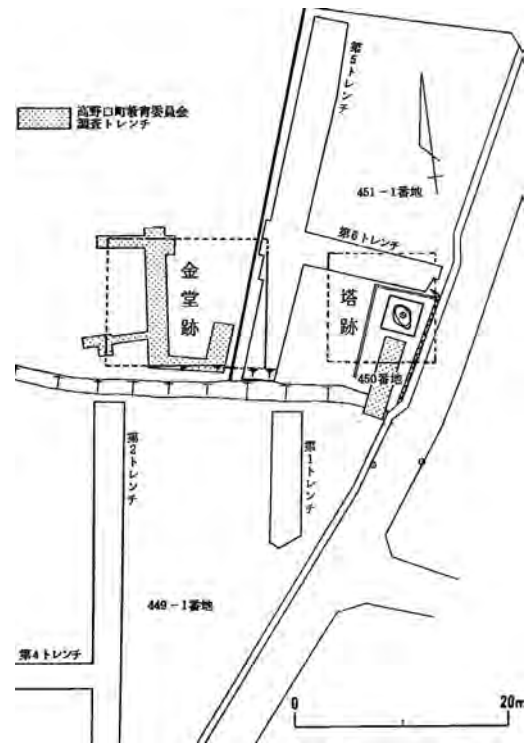
阿波国では、古代寺院として11か寺が確認されている。そのなかでも特に古い寺院が郡里廃寺である。郡里廃寺の川原寺系の複弁蓮華文軒丸瓦はかなり退化した形式となっていることが指摘されている(石松2007)。

1-4 土佐・伊予・淡路の古代寺院

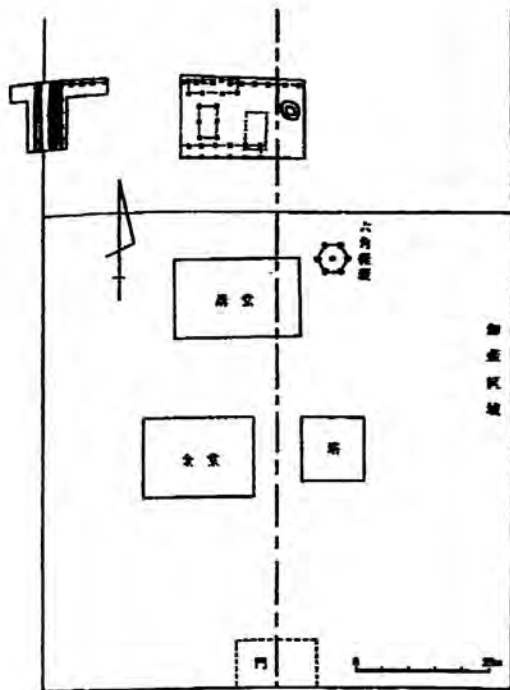
650年ごろから675年ごろまでの時期に瀬戸内海沿岸地域のすべての国(中国地方も含む)において最低1か寺は造営されており、この時期に造営された寺院の瓦のうち、系譜が確認できるものでは朝鮮系が最も多く、次いで畿内非主流が多いことが特徴である(亀田1995)。土佐の寺院は伽藍配置が推定されているものがあまり確認できなかったが、国分尼寺(比江廃寺)が法隆寺式と推定されているほか、「大寺」名をもつ大寺廃寺が吾川郡春野町に所在していることが注目される。伊予の寺院は、道前平野と今治平野、松山平野に集中して所在している。確認した限り伊予では法起寺式寺院は分布していない。淡路の寺院では近年、志筑廃寺が調査されているが、伽藍



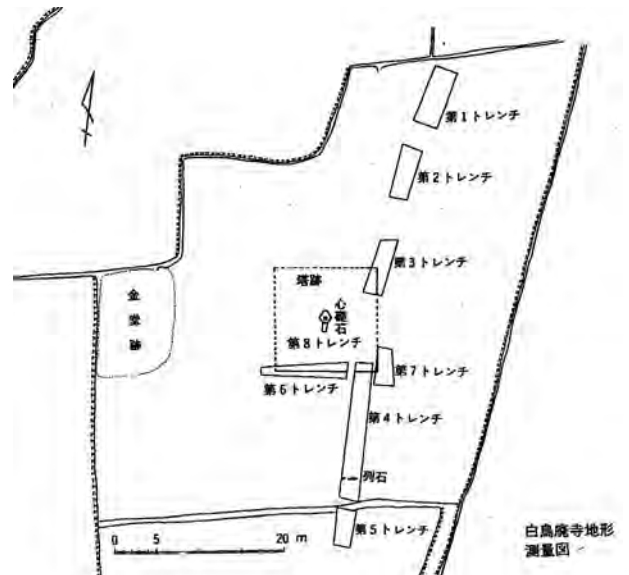
1 神野々廃寺(小谷2002)



2 名古曾廃寺(和歌山県教育委員会編1991)

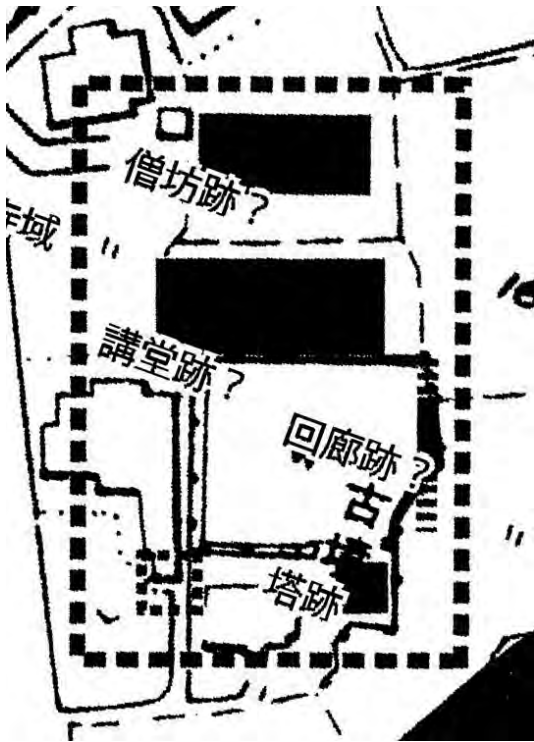


3 佐野廃寺(石松2007)

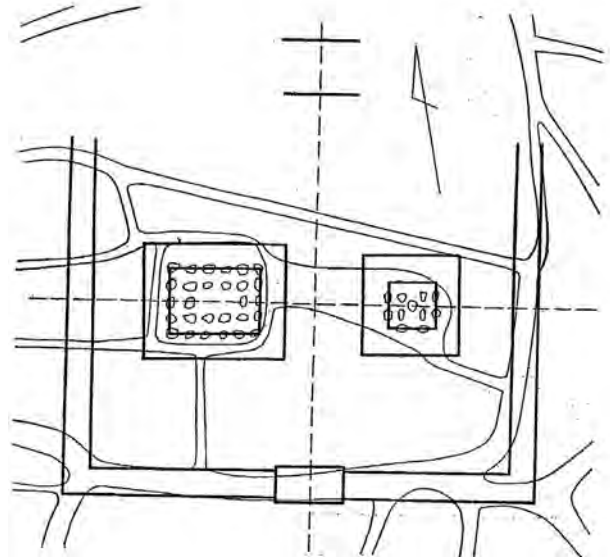


4 白鳥廃寺(香川県教育委員会1983)

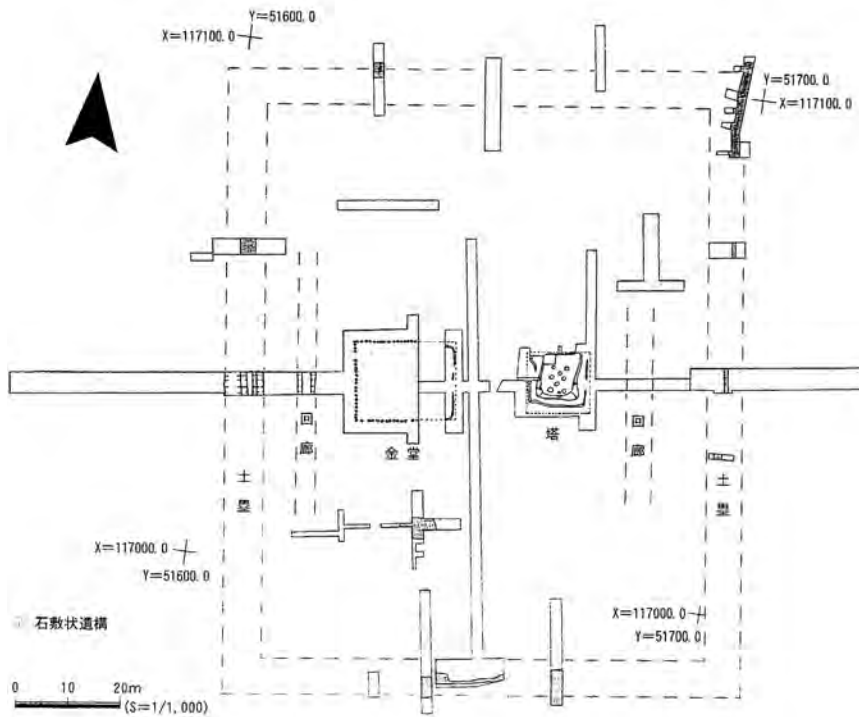
図2 南海道の法起寺式をとる寺院 (縮尺不同)



5 開法寺跡(香川県埋蔵文化財センター 2011)



6 石井廃寺(斎藤ほか編1962)



7 郡里廃寺(美馬市教育委員会2006)

図2 南海道の法起寺式をとる寺院 (縮尺不同)

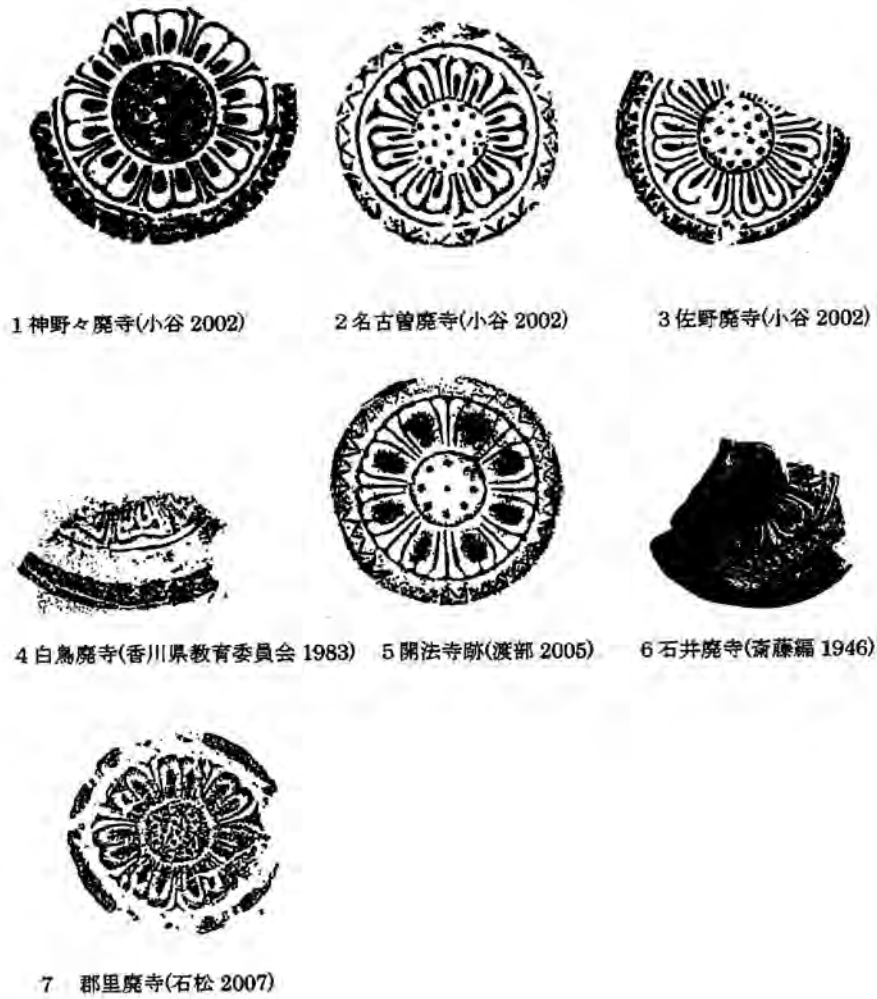


図3 南海道の法起寺式をとる寺院出土瓦(縮尺不同)

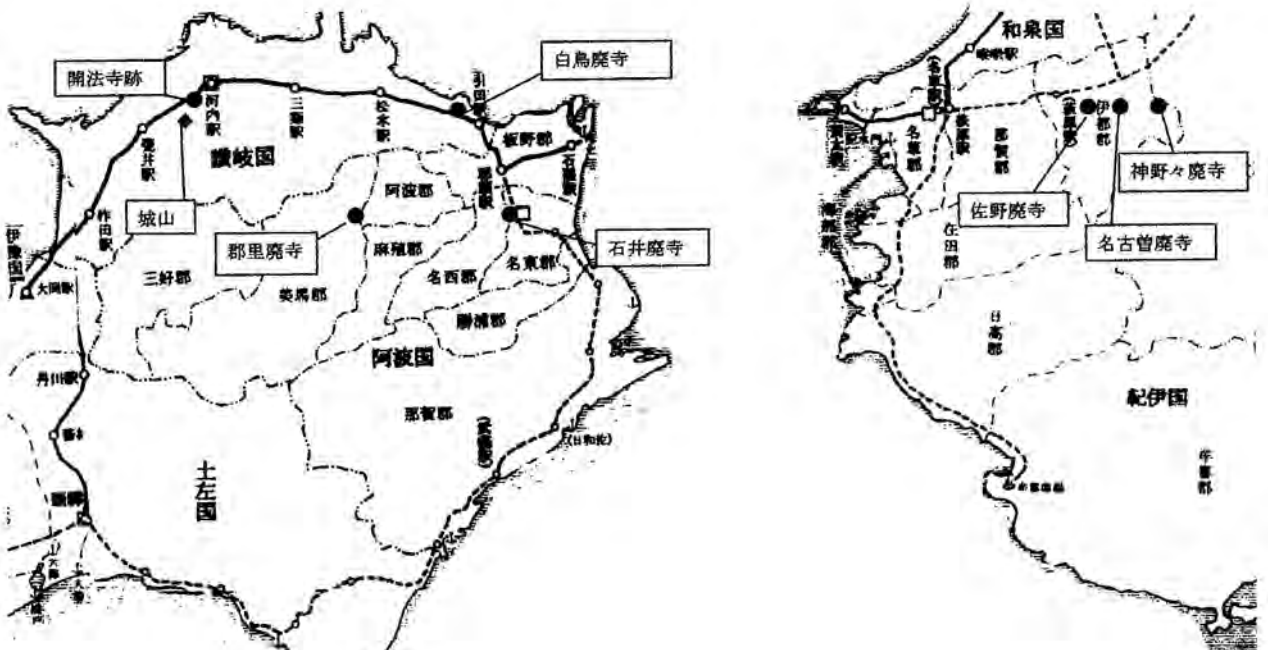


図4 南海道の法起寺式をとる寺院の分布と官道(木下2009を改変)

配置は明らかにはなっていない(松山市教育委員会文化財課2012)。確認した限り、土佐、伊予、淡路には、法起寺式をとる寺院は分布していなかった。

2. 南海道の法起寺式をとる寺院と官道

古代国家形成において重要なインフラとして、軍路や流通の動脈となる官道の整備があげられる。南海道においては陸路のみならず、瀬戸内海を通る海路も想定することが必要であるが、本章では陸路と法起寺式寺院の位置関係についてみていく(図4)。

紀伊の法起寺式をとる3寺院の位置する伊都郡のかつらぎ町萩原には平城京から南下するルートとして萩原駅が比定されている。811(弘仁2)年に旧萩原駅は廃され、名草駅に替わる駅として萩原駅をおいたと解釈されている(木下2009)。

讃岐の開法寺跡は河内駅推定地⁽⁴⁾に近接しており、駅、国府、国分寺・国分尼寺が一つの平野に集中して分布している。古代山城である城山城跡と開法寺跡は約2kmの距離であることも注目される。また、瀬戸内海沿岸には8世紀から東大寺や法隆寺などの畿内寺院の初期荘園がおかれたことが知られている。讃岐国山田郡には8世紀初めから弘福寺(川原寺)の所領があり、施入時期は天智朝前半あるいは673(天武2)年に遡る可能性が指摘されている(松原2008)。弘福寺所領のおかれた山田郡は現高松市林町とされている。同市三谷町付近には三谿駅が比定されており、想定駅路の南の日山には烽の存在が考えられている(木下2009)。

阿波の法起寺式寺院はいずれも官道とは離れた場所に位置している。石井廃寺は国府推定地である観音寺遺跡から程近く、国府以遠には718(養老2)年から797(延暦16)年まで土佐方面への駅路が伸びていたと考えられている(木下2009)。

畿内王権の4・5世紀における瀬戸内海の交通の主ルートは摂津、吉備、讃岐、伊予、豊前・豊後の順であったこと、道後平野の久米官衙遺跡群などから伊予が瀬戸内海交通において重要な地域であったことが指摘されている(松原2008)。伊予は法起寺式

寺院が分布していないが、法隆寺の荘が設置されていること、久米郡の管理氏族がその結びつきに関与していたことが考えられていること(松原2008)から、法隆寺との関わりが強かったため法起寺式をとる寺院も分布していない可能性を指摘しておきたい。

3. 南海道の古代山城と寺院

『日本書紀』持統天皇3年8月辛丑条に「辛丑に、伊予総領田中朝臣法麻呂等に詔して曰はく、「讃吉国の御城郡に獲たる白鷺、放ち養ふべし」とのたまふ。」とあり、伊予には総領がおかれたことが知られている。総領、大宰に関する研究、議論は盛んに行われており、総領と大宰は同一か否か、またその設置範囲も全国規模であったのか、限られた一部の地域におかれたのかで、現在もなお意見が分かれている(坂元1964、渡部1983、直木1983、中西1985、亀井2006など)。総領が軍事的要地におかれた官職で、その目的には軍事官的要素をもち、国家の要衝におかれたとする解釈は共通見解のようである。

総領は軍事的役割をもった官職であったとする流れをうけ、大宰・総領と朝鮮式山城の関係についての指摘もなされている。森田梯は、総領は対外防衛のため天智朝から大宝令施行まで西日本におかれた軍事官の性格をもつとし、長門、周防、安芸は周防総領、備後は吉備総領、讃岐は伊予総領が管轄したと考えられ、山城、神籠石は筑紫大宰ないし三総領管轄内にあり、総領が山城、神籠石の管理運営に携わっていたとしている(森田1991)。白石誠二は、総領は国宰の上にたつ上級官職ではなく国宰とかわらない地方官で併存していたとして、伊予総領の管轄範囲は讃岐、伊予の2か国で、各地の総領は山城などの軍事的施設の管理維持などを行う対外的軍事的役割を担っていたと解釈している(白石1992)。狩野久は、国宰、大宰・総領は大化の評制とほぼ同時期からおかれた官職で、なかでも大宰・総領は斉明朝から天武朝初年にかけておかれ、総領は、筑紫、吉備、周防、伊予に、大宰は筑紫と吉備に限っておか

れたとしたうえで、中国では道を軍隊の軍区編成に使ったという例から、筑紫と吉備、越などの特定の地域に限って7世紀後半に特別な道制が布かれた時期がある可能性を指摘し、7世紀後半の地方の行政組織の生まれてくる過程で特定の地域には軍区としての道制が布かれたのではないかと述べている(狩野2005)。

先行研究から、伊予総領の管轄範囲は讃岐、伊予の2か国で、伊予の永納山、讃岐の城山、屋嶋城を管理していたことが想定できる。伊予には法起寺式をとる寺院は分布していないが、讃岐の城山は坂出市城山の国府の西北に位置している。坂出市の開法寺跡は奈良時代に国府付属寺院として機能したことが想定されている。城山は記録にはみえないいわゆる神籠石式古代山城であるが、西日本の古代山城は664(天智3)年から667(天智6)年の時期に一連のものとしてつくられたとする狩野の見解に従えば、城山の築城の後に、同郡内に開法寺が創建され、その後、国府付属寺院の機能を付与されたことになる。讃岐国府が城山の使用に関与した可能性が考えられており(宮崎編2011)、開法寺は国府付属寺院の実質的前身であった可能性が生じる。軍事的要衝地におかれた官寺的性格をもつ寺院の伽藍配置として観世音寺式をあげ、鎮護国家的性格を付与された伽藍配置であることを拙稿⁽⁵⁾で言及した。しかし、開法寺からは法起寺式の明確な伽藍は検出されておらず、西海道などの国分寺にみられる変形大官大寺式にも類似した伽藍配置にも読み取ることができるため、今後それらを含めた検討が必要である。

4. まとめ

南海道に所在する法起寺式をとる寺院は、確認した限り、紀伊の神野々廃寺、名古屋廃寺、佐野廃寺、

讃岐の白鳥廃寺、開法寺跡、阿波の石井廃寺、郡里廃寺の7か寺である。これらの寺院は、藤原宮系、畿内系瓦の出土瓦などからその造営に畿内系勢力とのかかわりが言及されている。とくに、紀伊の寺院に関しては川原寺式軒丸瓦が出土しており、川原寺造営にかかわった集団との関係性も指摘されていることから、伽藍配置の決定にも畿内系勢力とのかかわりが想定される。また、寺院の創建年代はいずれも、7世紀後半から8世紀前半、白鳳期に想定されている。この時期は全国的に寺院が多く創建されていることが知られている。分布の特徴としては、紀伊の3か寺が同時期に創建されていること、官道との関係として、紀伊、阿波は駅路、讃岐は南海道に近接した位置に法起寺式寺院が分布していることがあげられる。また、讃岐の城山は開法寺跡と近接しており、直接的関係は見出せないが、今後、拠点寺院と国府、国分寺との関係を考える際重要になってくると思われる。

おわりに

法起寺式をとる寺院の性格および法起寺式の最大の特徴である南面する金堂の意義を考えるため、本稿では南海道に位置する法起寺式をとる寺院について集成、検討を試みた。法起寺式と分類あるいは想定されている寺院のなかには、変形法起寺式といえるような講堂を省略したものがあり、伽藍配置の展開における法起寺式伽藍配置の成立について再考する必要があるように感じる。また、金堂の南面は確認できないが、瓦だまりなどから推定される例などの場合も含めて、今後法起寺式を集成していくなかで一定のラインを見だし、引き続き伽藍配置のもつ性格について検討を行いたいと考えている。

⁽¹⁾ 「紀伊統風土記」北名古屋村の条にある護摩石が仏寺の塔心礎である(和歌山県史編さん委員会1983)。

⁽²⁾ 古佐田廃寺を除く伊都郡の寺院にはいずれも川原寺式の軒丸瓦を創建瓦に用いられており、寺院の造営に川原寺の造営事業に関与した

渡来系氏族の工人による技術が用いられた可能性が指摘されている(小谷2002)。

⁽³⁾ 香川県寒川郡にも石井廃寺という名前の古代寺院が所在する。徳島県の石井廃寺と区別するため、香川県の石井廃寺は神前廃寺という

別名をもつので石井(神前)廃寺と表記し、単に石井廃寺と表記する場合は徳島県名西郡のものを指すことにする。

- (4) 木下(2009)による
(5) 貞清世里・高倉洋彰2010「鎮護国家の伽藍配置」『日本考古学』30号

本稿は西南学院大学2012年度学内GP「国際文化研究科院生のスキルアップに関する実践的取組」「先進研究奨励」事業の助成を受けたものです。

引用・参考文献

甲斐弓子2008「〈研究〉伊予における初期寺院－その軍事的要素－」『帝塚山大学大学院人文科学研究科紀要』10 帝塚山大学
香川県教育委員会1983「香川県埋蔵文化財調査年報 昭和57年度」
香川県教育委員会1996「香川県埋蔵文化財調査年報 平成7年度」
香川県教育委員会1983「新編 香川叢書」考古編
香川県埋蔵文化財センター 2010「讃岐国府を探る」
狩野 久2005「筑紫大宰府の成立」『九州史学』第140号 九州史学研究会
亀井輝一郎2006「大宰府覚書(三) 一国宰・大宰とミコトモチー」『福岡教育大学紀要』第55号 第二分冊 社会科編
亀田修一1995「瀬戸内海沿岸地域の古代寺院と瓦」『瀬戸内海地域における交流の展開 古代王権と交流6』名著出版
川畑進・松本豊胤1977「開法寺跡(香川県)」『佛教藝術』116
木下 良2009「事典 日本古代の道と駅」吉川弘文館
小谷徳彦2002「瓦からみた紀ノ川流域の古代寺院」『帝塚山大学考古学研究所研究報告4』
財団法人和歌山県文化財センター 2008「紀の国の歩み－財団法人和歌山県文化財センター発掘20年の記録－」
斎藤忠ほか編1962徳島県文化財調査報告書 第五集別刷「石井」吉川弘文館
坂元義種1964「古代総領制について」『ヒストリア』第36号 大阪歴史学会
坂出市教育委員会2004「坂出市内遺跡発掘調査報告書」平成15年度国庫補助事業報告書
坂出市教育委員会2002「坂出市内遺跡発掘調査報告書」平成13年度国庫補助事業報告書
篠川 賢 1996「日本古代国造制の研究」吉川弘文館
白石成二 1992「古代総領制をめぐる諸問題－伊予総領を中心に－」『ソーシャル・リサーチ18号 ソーシャル・リサーチ研究会

谷口 梢2010「丸亀市の古代寺院」『帝塚山大学考古学研究所研究報告Ⅻ』
徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター 1999「石井城ノ内遺跡 石井・神山線地区－主要地方道石井・神山線道路改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－」
徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター 2000「石井遺跡－徳島県立名西高等学校施設新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－」
徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター 2003「石井城ノ内遺跡 石井曾我団地地区県営住宅(石井曾我団地)建設工事関連埋蔵文化財発掘調査報告書」
直木孝次郎1983「大宰と総領」『大宰府古文化論叢』上巻 吉川弘文館
中西正和1985「古代総領制の再検討」『日本書紀研究』第13冊 塙書房
橋本市教育委員会1977「和歌山県橋本市神野々廃寺跡緊急発掘調査報告書」
菱田哲郎2005「古代日本における仏教の普及」『考古学研究』25巻3号
藤井直正1978「讃岐開法寺考－国府と古代寺院」『史迹と美術』48史迹・美術同致會
間壁霞子1970「官寺と私寺」『古代の日本』4巻 中国・四国 角川書店
松下正司1977「仏教文化の受容」『地方の古代史』2 山陰・山陽・南海編 朝倉書店
松原弘宣2008「古代瀬戸内の地域社会」同成社
松山市教育委員会文化財課2012「来住廃寺39次調査現地説明会資料」
美馬市教育委員会2006「郡里廃寺跡第3次発掘調査概要報告書」
美馬市教育委員会2007「郡里廃寺跡第4次発掘調査概要報告書」
美馬市教育委員会2008「郡里廃寺跡第5次発掘調査概要報告書」
美馬市教育委員会2011「郡里廃寺跡第7次発掘調査概要報告書」
宮崎哲治編2011「讃岐国府の時代」香川県埋蔵文化財センター
森 郁夫1998「日本古代寺院造営の研究」法政大学出版局
森田 梯1991「総領制について」『金沢大学教育学部紀要』人文社会科学編 第40号 金沢大学
和歌山県史編さん委員会1983「和歌山県史 考古資料」
和歌山県教育委員会1977「和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野廃寺発掘調査概報」
渡部明夫2002「開法寺式偏行唐草文軒平瓦について－香川における7世紀末から8世紀前半の軒平瓦の様相」『香川県埋蔵文化財センター研究紀要』2

【研究ノート】

福岡県下における弥生時代の掘立柱住居群

中尾 祐太

1. はじめに

弥生時代における建築様式は、大きく竪穴住居と掘立柱建物の2種類に分けられる。竪穴住居は、その名称が示すとおり住居建築の典型例で、後期旧石器時代からつくられはじめ、縄文時代には汎列島の展開する。小稿が対象とする弥生時代はもちろん、歴史時代の前半期においても住居として主流をなす建物であった。掘立柱建物の出現は竪穴住居より遅く、弥生時代以降に普及する建築様式である。このうち、地表面を床とするものが平地式建物で床面を高い所に設けたものが高床式建物である。このうち高床式建物については、その構造上の利点から主に倉庫として使用されていたと考えられている。

上述したとおり、基本的に古代日本の一般的な住居建築は竪穴住居であったと考えられるが、調査の蓄積により多くの集落が検出された結果、弥生時代においても掘立柱建物群を住居として使用していたと思われる集落が増加している。本研究は、そのような掘立柱住居に関して、以下に挙げる問題点を明らかにすることを目的とする。

2. 掘立柱住居の研究史

掘立柱建物が住居として使用されていた可能性は先学によりすでに検討されている。広瀬和雄氏、小笠原好彦氏は古墳時代の遺跡の検討から、建築技術の独占の結果、掘立柱建物には支配者層が居住するようになったと推測しており(小笠原1979・広瀬1978)、武末純一氏は、掘立柱住居の重要性を指摘

したうえで首長居宅形成の動きについては弥生時代にさかのぼって検討する必要性を指摘している(武末1987)。その後、弥生時代・古墳時代の大型掘立柱建物の検出例が相次ぎ、上記の見解に根差した論考が多く出されている。その他、掘立柱建物が群をなし普遍的に住居として使用されていた一般集落は石野博信氏により紹介されている(石野1995)。石野氏は掘立柱建物が集中して検出された鳥取県の青木遺跡を挙げ、これらをすべて倉庫とすることの不自然さを指摘し、これらは掘立柱建物を住居とする一般的な掘立柱集落と推定している。また、宮本長二郎氏は、低湿地に立地する集落を、高床建築の住居と倉庫で構成される高床集落と表現しており、その具体的な例として福岡県湯納遺跡を挙げている(宮本1996)。

以上のように、掘立柱建物が住居として採用されるのは、弥生時代にまで遡る可能性が強くなったが、弥生時代における掘立柱住居群の例がでてきた以上、その採用の経緯については改めて検討する必要があるだろう。その際、地域的な差異や個々の遺跡がおかれる地理的環境に立脚した検討を要するのはいうまでもない。したがって、ひとまずここでは現在筆者が認識している掘立柱建物を住居として使用していたと考えられる福岡県下の遺跡を個別に紹介するとともに、その総体として若干の検討を行いたい。

3. 掘立柱住居群の諸例

ここでは、掘立柱建物を住居として使用していたと考えられる3遺跡を列挙し、個別に検討を加えたい。

雀居遺跡 福岡市に所在する雀居遺跡は、低地に立地する遺跡で、弥生時代早期以降、洪水などの自然作用を絶えず受けて幾度となく地形が変化していることが確認されている。また、遺跡内で古墳時代前期の竪穴住居を検出した際、下部から水が浸み出していたことが報告されており、それゆえに木製品その他の遺物が多く出土している。いかに竪穴住居に不向きな場所であったかが分かる。

雀居遺跡からは、弥生時代後期の掘立柱建物跡が確実なもので38棟分検出されている。竪穴住居が12棟前後であるのに対し、約3倍の数をほこる。

調査区の最南端に位置する第4、5次調査区からは弥生時代の29棟の掘立柱建物が検出されている(第1図)。個別にみると面積に統一性はなく、最小のもので6.62㎡、最大のもので102㎡と差があることから、全てが同じ用途であったとは考え難い。全国でも有数しか検出されていない100㎡を超える超大型建物SB222、それに次ぐ63㎡の大型建物SB50も検出されている。

第4、5次調査区の北西に位置する第7、9、10、12、13次調査区からも弥生時代の掘立柱建物跡が検出されている。確実なものは9棟とされるが、遺構をみる限り、少なくとも20棟弱は建っていたことが想定される。一帯は遺構の検出状況から、東と西に分けることができるが、掘立柱建物跡は全て西地点から検出されている。東地点からは、竪穴住居跡と考えられる柱穴が検出されている他、西地点の掘立柱建物群の南で4棟の竪穴住居が検出されている。しかし、掘立柱建物の数と比べると極めて少なく、建物の主体は掘立柱建物であったと考えられる。また、東地点と比較すると西地点から極端に多くの遺物が検出されていることも明らかになってい



第1図. 雀居遺跡第4次・5次調査地点(縮尺1/1000)

る。こうした点を踏まえると、掘立柱建物を住居として使用していた可能性は強く、近接する第4、5次調査地点の掘立柱建物群についても同様に考えることができるだろう。

以上のように、雀居遺跡においては、掘立柱建物が住居として使用されていたと想定しているが、最たる理由としては前述した立地的環境に起因するものと思われる。類例は糸島市に所在する弥生時代終末期～古墳時代初頭の玉工房として知られる潤地頭

給遺跡の中期の集落が挙げられる。掘立柱建物10棟以上と甕棺墓群が検出されているが、竪穴住居は1棟も確認されていない。掘立柱建物はそれぞれ小群を構成している。

吉武高木遺跡 福岡県福岡市西部の室見川流域の左岸の低丘陵上に所在する。遺跡群の時期は旧石器時代後半から中世におよび、特に弥生時代の遺構・遺物が多く確認されている(第2図)。遺跡群の全体を



第2図. 吉武遺跡群における弥生時代の遺構配置(縮尺 1/5000)

知ることはできないが、現在分かっている範囲で全体を見ると生活遺構は大きく北と南に二分することができる。

北の居住域は1次調査地点、2次調査地点に集中している。1次調査地点Ⅱ区からは、前期から後期にかけての竪穴住居が31棟検出されている。(前期3棟、中期20棟、後期8棟)。対する掘立柱建物は、中期から後期にかけてのものが33棟検出されている(中期26棟、後期7棟)。Ⅱ区の東に位置するⅣ区からは、前期末の竪穴住居17棟と中期の竪穴住居・掘立柱建物がそれぞれ7棟検出されている。1次調査地点に南接する2次調査地点からは、中期の竪穴住居が3棟、中期から後期にかけての掘立柱建物が40棟検出されている(中期19棟、後期21棟)。この他、同調査区からはまとまったの検出ではないが、3棟確認されている。南の居住域は、4次調査地点周辺に展開する。検出された生活遺構は中期の円形竪穴住居6棟、中期から後期の掘立柱建物44棟である。他の遺構の検出状況からみてほとんどが後期に属することが推測される。

北と南の共通点として両者ともに居住域における掘立柱建物の比率が高いということが挙げられる。北の1次調査地点の中期以降の竪穴住居と掘立柱建物の比率は中期が竪穴住居27棟に対して掘立柱建物33棟、後期が竪穴住居8棟に対し掘立柱建物が7棟となっている。2次調査地点に関しては、ほとんどが掘立柱建物によって構成されている。南居住域も同様で、中期～後期にかけての建物はほとんどが掘立柱建物で構成されている。集落の時期的な変遷を遺構の検出状況からみると、前期末～中期初頭に画期があり、それに伴い掘立柱建物が急増したことが分かる。

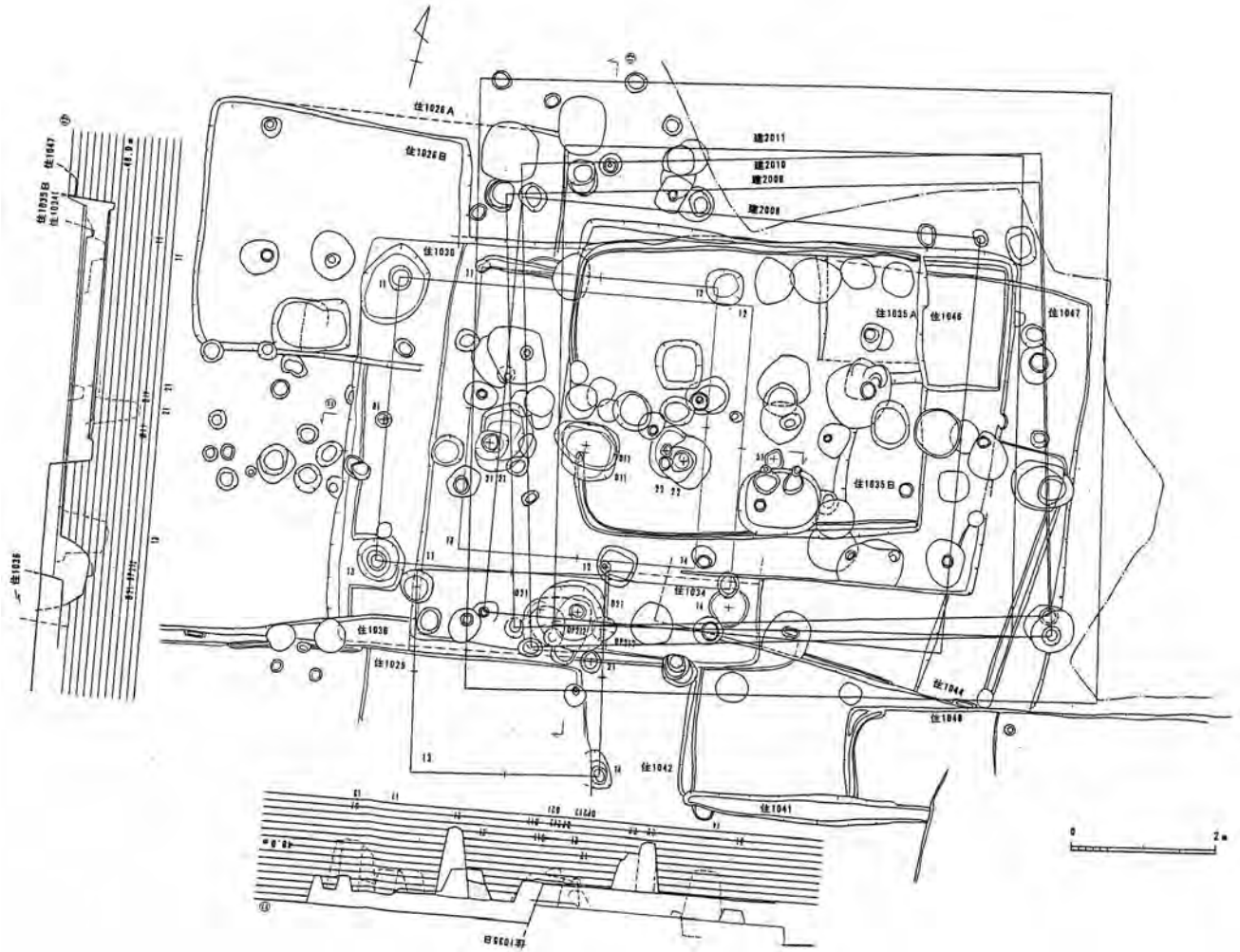
この点については、報告者によって吉武高木遺跡に近接する東入部遺跡から興味深い検討が試みられている。以下、報告に従い記述する。微高地に立地する東入部遺跡は約4000㎡を測る弥生時代集落が完掘調査された例である。集落は弥生時代前期末から中期前半にかけてのもので、時期は3時期に区別される。その生活遺構を時期的に大別すると以下のようになる。

- ・1期(前期末) 小型の円形竪穴住居跡3棟に貯蔵穴と考えられる土壙が複数伴う
- ・2期(中期初頭) 大型の円形竪穴住居跡3棟に梁間・桁行が1×5間の建物3棟が伴う
- ・3期(中期前半) 3×4間の掘立柱建物3棟に1×2間の掘立柱建物3～4棟伴う

3期になると、2期に竪穴住居であったものが掘立柱建物に替わるが、床面積が2期の竪穴住居とほぼ同じであり、竪穴住居と掘立柱建物で形式は異なるが住居であったと考えられている。

筆者自身、この検討は首肯すべきと考えており、一集落の動態を把握するうえで、重要な指摘であると考えている。もちろん、吉武遺跡群と東入部遺跡を一体のものとするには距離的な問題もあるが、中期における画期と掘立柱建物の増加現象に関しては、関係を認めてもよいのではないだろうか。また、具体的な検討は今後の課題とするが、掘立柱建物で構成される2次調査区、4次調査区は掘立柱建物数棟1単位でグルーピングできそうである。以上の点から中期以降、吉武遺跡群においては掘立柱建物を住居として使用していたと想定している。南の居住域に掘立柱建物が集中している点については、北部の墓域は副葬品を持つものが少ないのに対し、南部の墓域は、青銅製武器、多紐細文鏡、玉類などを多数副葬する甕棺墓と木棺墓からなる点や、国内でも最大級の大型掘立柱建物が所在することに関係するものと思われる。

以来尺遺跡 以来尺遺跡は、福岡県筑紫野市大字筑紫野に所在する複合遺跡で、弥生時代後期を中心とする。以来尺遺跡の特徴として挙げられるのは、丘陵の広い平坦面をもつ丘陵先端面に集落を営み、さらなる平坦地の確保のため、斜面を削平して、段造成している点である。以来尺遺跡は北の方が高く、南にいくに従い段々と低くなっている。平坦面の竪穴住居は個別に見るまでもなく、概観しただけでも、やや大型のものが多数を占めているということが分



第3図. 以来尺遺跡建物2011号群・住居1044号群(縮尺1/100)

かる。具体的に両者の竪穴住居の床面積をみても、平坦面は約 24m^2 ～約 67m^2 を測るのに対し、斜面は約 8m^2 ～ 25m^2 である。斜面の竪穴住居に関しては、ほとんどが全面の規模が分からないものであるが、残る部分から推察しても、大型のものはほとんどないと考えることができる。

以来尺遺跡の特徴として挙げられるのは、各建物の建て替えである。特に平坦面の南から斜面にかけては、住居が幾度となく建て替えられたことを確認することができ、それらの重複関係が旧・新関係で複数棟におよんでいることから、「強い規制の継承」と「回帰性」が指摘されている(秦1997)。基本的に住居は住居に掘立柱建物は掘立柱建物に位置を踏襲していることが多いが、2011号掘立柱建物群・1046号住居群(第3図)のように、両者が混合し、数棟にわ

たって重複している遺構も存在する。このように、その「強い規制」を継承しつつ、住居の建て替えのサイクルのなかに掘立柱建物があることを考慮すると、その過程において、掘立柱建物を住居として使用した時期があったと考えられる。また、このことを考慮すると、規制に従い同一地点で何度も建て替えられている掘立柱建物のなかにも住居として用いられていたものがあった可能性も十分考えられる。

複数棟にわたる重複関係によって、以来尺遺跡の住居、掘立柱建物の同時併存関係を捉えるのは難しく、これ以外の積極的な根拠はないが、平坦面に所在する10号掘立柱建物や23号掘立柱建物のような大型掘立柱建物は他の掘立柱建物からは傑出しているが、平坦面の竪穴住居には同じ規模のものがあることを付記しておく。

4. 検討

3において、福岡県下の遺跡から3遺跡を挙げ、それぞれが掘立柱建物を住居として使用していた可能性を述べた。ここでは、これらを総体でみて、共通点・相違点を抽出し、若干の検討を加えたい。

まず、大きく異なる点として、それぞれの遺跡が所在する立地が挙げられる。雀居遺跡は低地、吉武遺跡群は低丘陵(扇状地)、以来尺遺跡は丘陵上に立地する。掘立柱建物の住居例は近年、全国的にその可能性が報告されているが、最も多いのは低地の集落であり、これは水稲耕作の必要性によるものと理解できる。ここで挙げた雀居遺跡の場合も、後述するようにその他の要因も含めて考える必要もあるが、水稲耕作の必要性による低地の占拠が最たる理由であると考えられる。対する吉武遺跡群、以来尺遺跡はそれぞれ低丘陵・丘陵上に立地する。吉武遺跡群の場合は掘立柱建物の増加には東入部遺跡の集落動態の画期と連動するものと想定しており、立地環境には即さない他の理由が考えられよう。以来尺遺跡についてもやはり他の理由によるものと思われる。その理由については、個々の遺跡のみでの判断は不可能であるため、東入部の例も踏まえて平野単位・周辺地域との関係で考える必要があるだろう。その点については今後の課題としたい。

次にこれらの共通点であるが、ここで挙げた3遺跡からは、いずれも大型建物が検出されている。池上曾根遺跡の大型建物の検出以降、大型建物が注目を集めるようになり、性格に関しては議論があるが、いずれにしても拠点集落における一つの象徴としての側面が強調されている。ここで挙げた3遺跡の各大型建物も機能的には異なると考えられるが、そうした建物・建築技術を有する集落において積極的に掘立柱住居が採用された可能性は十分に考えられる。特に雀居遺跡・吉武遺跡群において大型建物周辺に掘立柱建物が集中している。また、吉武遺跡群では、居住域とともに墓域も南北で分かれているが、掘立柱建物で構成される南居住域の墓域では、多くの副葬品が確認されている。この点は、はじめに述

べた先行研究でも述べられているように、一部の「有力集団」による掘立柱住居の採用と考えられる。しかし、両者ともに大型建物周辺のみではなく周囲の一般的な居住域と考えられる場所からも掘立柱建物が集中して検出されている。雀居遺跡の場合は立地的環境によるものと考えられるが、吉武遺跡群の2次調査地点の建物群は、副葬品をもたない墓域に帰属する一群と想定されるうえ、個別にみると3、4棟の建物で構成された小グループによりなっていた可能性が強く、一般的な住居群が立地的要因以外で掘立柱建物を住居として採用しているといえることができるだろう。

掘立柱建物は、構造上の特性から湿地に適した建物であることはいうまでもなく、はじめに述べた宮本氏の説をはじめとした多くの論考がある。しかし、ここでみた例から考えると、少なくとも福岡県下においては、それだけではなく堅穴住居に適する環境下においても住居として掘立柱建物が採用されている可能性がある。また、すでに想定されているとおり大型建物をもつような集落に掘立柱住居が集中する現象は認められるものの、決して独占的というわけではなく周辺の一般的な居住域においても普遍的に存在していたことも認められた。

5. おわりに

以上、3遺跡の分析から、それぞれにおける掘立柱住居の可能性と採用に関する検討を行い、上記のような大まかな結果を得た。しかし、ここで挙げた遺跡はあくまで福岡県下に所在する遺跡の一部である。したがって、全体的な様相としては多くの不備が残るものである。また、掘立柱住居の採用過程を検討するための時期的な考察も行っていない。採用過程をさらに詳しく把握するには、その他の遺構とあわせ広く集成するとともにそれらの時期も考慮する必要がある。このような問題は本文中における個々の建物の検討不足とあわせて今後の課題としたい。

本稿は、西南学院大学2012年度学内GP「国際文化研

大学院生のスキルアップに関する実践的取組]における「先進研究奨励の助成」による研究成果の一部で

ある。

参考文献

- 石野 博信 1990 『日本原始・古代の住居の研究』 吉川弘文館
- 石野 博信 1995 『古代住居のはなし』 吉川弘文館
- 江崎靖隆編 2007 『潤地頭給遺跡Ⅱ』前原市文化財調査報告書第96集
- 江野道和編 2005 『潤地頭給遺跡』前原市文化財調査報告書第89集
- 江野道和編 2006 『潤地頭給遺跡Ⅰ』前原市文化財調査報告書第93集
- 小笠原好彦 1979 「畿内および周辺地域における掘立柱建物集落の展開」『考古学研究』第25巻 第4号 考古学研究会
- 下村 智編 1995 『雀居遺跡2』福岡市埋蔵文化財調査報告書第406集
- 杉原敏之編 1999 『以来尺遺跡Ⅲ』一般国道3号筑紫野バイパス関係埋蔵文化財調査報告第7集
- 高倉 洋彰 1995 『金印国家群の時代』 青木書店
- 武末 純一 1987 「北九州市・曾根平野の首長居宅(予察)」『古文化談叢』第18集 九州古文化研究会
- 秦 憲二編 1997 『以来尺遺跡Ⅰ』一般国道3号筑紫野バイパス関係埋蔵文化財調査報告第4集
- 広瀬 和雄 1978 「古墳時代の集落類型－西日本を中心として」『考古学研究』第25号第1号 考古学研究会
- 松村道博編 1995 『雀居遺跡3』福岡市埋蔵文化財調査報告書第407集
- 松村道博編 2000 『雀居遺跡5』福岡市埋蔵文化財調査報告書第635集
- 横山邦継編 1995 『古武遺跡群Ⅶ－弥生時代の掘立柱建物の調査－』福岡市埋蔵文化財調査報告書第437集
- 力武卓司編 2001『雀居遺跡6 雀居ムラのガイド・データブック』福岡市埋蔵文化財調査報告書第677集
- 力武卓司編 2003 『雀居7』福岡市埋蔵文化財調査報告書第746集
- 力武卓司編 2003 『雀居8』福岡市埋蔵文化財調査報告書第747集
- 力武卓司編 2003 『雀居9』福岡市埋蔵文化財調査報告書第748集

天野弥藤次殿
石河市郎左衛門殿

安養寺監主

得門印
称名寺印
専念寺印
玉峯寺印
一乘院印
浄源寺印
願心寺印
善法寺印
榊紋印
護國寺印
桜井寺印
崇台寺印
快光院印
晴雲寺印
江東寺印

右寺分

法華宗

一向宗

江東寺印

晴雲寺印

快光院印

崇台寺印

桜井寺印

護國寺印

安養寺監主

榊紋印

善法寺印

浄源寺印

願心寺印

一乘院印

玉峯寺印

専念寺印

称名寺印

勝光寺監主

得門印

大福寺印

一切死丹宗門并傳之者御穿鑿恒例急度被仰付拙僧共檀那胡乱成宗門無御座候自然不審成者御座候ハ、急度可申上候若脇方訥人御座候ハ、拙僧共不可通其罰候則檀那名書判形仕差上申候此外銘々別紙證文差上申候為後日仍如件

大福寺印

勝光寺監主

一人内男四人

一願心寺印 生島原

板倉八右衛門家来 中村学之進

一人男

一專念寺印 生島原

松平勘解由家来 中島斗右衛門印

一人男

一称名寺印 生島原

松平勘解由家来 伊藤平内印

一人男

去十二月方辻村限助家内

小野東前妻二成ル 志希

一善法寺印 生島原

松平勘解由家来小柳津治太夫厄介 いち〇

一人女

一晴雲寺印 生島原

松平勘解由家来福田定九郎厄介 耆之丞印

一人男

一善法寺印 生島原

奥平與左衛門家来宮崎林右衛門娘 里せ〇

一晴雲寺印 同

厄介 ぬ以〇

一人女

一安養寺印 生島原

星野善右衛門家来 小林喜三郎印

一人男

此者伺之上帳
面二人候事

生島原

和光院家来

名字付亀太郎

一人男

真言宗

禅宗

浄土宗

〆老人男

一善法寺^印 生島原

御旗組 助右衛門^印

一江東寺^印 同

娘 か祢^〇

一同寺^印 同

同 ま春^〇

一同寺^印 同

同 里せ^〇

一同寺^印 同

同 具ま^〇

一同寺^印 同

妻^〇

〆六人内^{男五人 女一人}

一江東寺^印 生島原

御旗組 源藤太^印

〆老人男

一崇台寺^印 生島原

御旗組 留藏^印

〆老人男

一勝光寺^印 生島原

板倉八右衛門家来 荒木財右衛門^印

一玉峯寺^印 同

母^〇

一晴雲寺^印 同

妻^〇

〆三人内^{男二人 女一人}

一称名寺^印 生島原

板倉八右衛門家来 陶山和三郎^印

〆老人男

一晴雲寺^印 生島原

板倉八右衛門家来 是永忠兵衛^印

一專念寺^印 同

妻^〇

一晴雲寺^印 同

倅 喜久太郎^〇

一同寺^印 同

同 金五郎^〇

一同寺^印 同

同 熊太郎^〇

一晴雲寺^印 同

娘 て川^〇

一同寺^印 同

同 志け^〇

一同寺^印 同

同 者川^〇

一晴雲寺^印 生島原

ノ老人女

下横目利喜太郎 母○

一浄源寺^印 生島原

町同心 仙四郎^印

一晴雲寺^印 同

娘 せん○

一同 寺^印 同

同 みや○

一同 寺^印 同

妻○

ノ四人内男三人 女一人

一善法寺^印 生島原

町同心 益平 妻○

ノ老人女

一大福寺^印 生島原

町同心 亀太郎^印

離縁二付
暇出除事

ノ老人男

一桜井寺^印 生島原

外組 亀右衛門^印

ノ老人男

一安養寺^印 生島原

外組 住右衛門^印

ノ老人男

一晴雲寺^印 生島原

御旗組 村八^印

一同 寺^印 同

娘 春、○

一同 寺^印 同

同 里恵○

一同 寺^印 同

倅 熊太郎○

ノ五人内男三人 女二人

一崇台寺^印 生島原

御旗組 吉太郎^印

ノ老人男

一江東寺^印 生島原

御旗組 友治^印

〆 老人男

一善法寺^印 生島原

下横目 郡平^印

〆 老人男

一善法寺^印 生島原

下横目 金治 妻〇

一浄源寺^印 同

倅 新八^印

〆 式人内^{男 式人 女 式人}

一晴雲寺^印 生島原

下横目 文六^印

一同 寺^印 同

倅 徳太郎〇

一同 寺^印 同

妻〇

水奉行二成ル

苗字御免被仰付候

但二之帳二入事

〆 三人内^{男 男 式人 女 男 式人}

一江東寺^印 生島原

下横目 伝之丞^印

〆 老人男

一善法寺^印 生島原

下横目 虎吉

〆 老人男

一浄源寺^印 生島原

下横目 助四郎^印

〆 老人男

一快光院^印 生島原

下横目 定平^印

〆 老人男

一晴雲寺^印 生島原

下横目 虎五郎^印

一同 寺^印 同

當病 母〇

〆 式人内^{男 式人 女 式人}

一江東寺^印 生島原

下横目 常七郎^印

〆 老人男

一安養寺^印 生島原

ノ老女

番人豊大夫娘 せん〇

一安養寺^印 生島原

番人堅七郎 妻〇

二月七日届下ル

光傳寺 御旗組堅七郎 妻

ノ老女

一快光院^印 生島原

番人 善大夫^印

一同 寺^印 同

妻〇

番人 所左衛門
倅 縫藏
妻

一同 寺^印 同

倅 源吉〇

一快光院^印 同

源吉倅 源太郎〇

一同 寺^印 同

厄介 奈川〇

ノ五人内男三人 女二人

一安養寺^印 生島原

番人忠兵衛 妻〇

ノ老女

一江東寺^印 生島原

番人門大夫 妻〇

ノ老女

一晴雲寺^印 生島原

番人曾太夫 妻

一同 寺^印 同

改有人来丑二度當病
厄介 女〇

ノ式人女

一桜井寺^印 生島原

番人 宇兵衛^印

ノ老男

一一乘院^印 生島原

下横目 儀右衛門^印

折橋御番人被仰付候伊藤 但二之帳二入事

一善法寺^印 生島原 手代 改助^印

一同 寺^印 同 妻^〇

ノ式人内女男老入

一晴雲寺^印 生島原 手代平八郎 祖母^〇

ノ老入女

一安養寺^印 生島原 手代 覺太^印

ノ老入男

一崇台寺^印 生島原 手代覺太 母^〇

ノ老入女

一善法寺^印 生島原 手代 龜三郎^印

ノ老入男

一淨源寺^印 生島原 手代 安治^印

ノ老入男

一善法寺^印 生島原 手代 勇次郎^印

ノ老入男

一善法寺^印 生島原 番人友大夫 妻^〇

六月中病死二而送候届有之

ノ老入女

一淨源寺^印 生島原 番人 惣七^印

ノ老入男

一護國寺^印 生島原 番人善藏家内 よ祢^〇

ノ老入女

一安養寺^印 生島原 番人富内 妻^〇

ノ老入女

文化十三年

三

宗門御改影踏帳

子正月

寄合

一我々儀切死丹^二而無御座親祖父より全傳^二而も無御座候^二付影踏宗門并頼置候寺又は生國銘々書付差上申候少も切死丹之儀心底^二含不申候^二付切死丹之起證文^二書載申候此旨相違御座候ハ、てうす伴天連ひいりよすひりつさんとふ始さんたまりや諸々のあんしよひあとの罰を蒙りてうすのかうさ絶果しふたつの如く頼母敷を失ひ終に頓死仕いんへるの、苦患に責られ浮事御座有間敷候事

一自然切死丹之儀承候ハ、可申上候事

一只今迄之宗門替申度^二付^二は御断申上其上^二而替可申事

一我々儀弥切死丹^二而無御座候^二付又日本之起證文を以申上候若偽お申上者梵天帝釋四大天王惣^而日本國中大小之神祇八幡大菩薩愛宕山大権現天海大自在天神別^而温泉四面大明神猛嶋大明神之可蒙御罰者也仍起證文如件

文化十三年

子正月

天野弥藤次殿
石河市郎左衛門殿

榊紋 印

光傳寺 印

護國寺 印

崇台寺 印

桜井寺 印

快光院 印

龍泉寺 印

晴雲寺 印

浄林寺

鑑司珉高 印

江東寺 印

本光寺 印

崇台寺 印

護國寺 印

光傳寺 印

一乘院 印

安養寺監主

榊絃 印

善法寺 印

浄源寺 印

専念寺 印

勝光寺監主

得門 印

光明寺 印

専照寺 印

大福寺 印

一切死丹宗門并傳之者御穿鑿恒例急度被仰付拙僧共檀那胡乱成宗門無御座候自然不審成者御座候
ハ、急度可申上候若脇方誂人御座候ハ、拙僧共不可遁其罰候則檀那名書改判頼仕差上申候此外
銘々別紙證文差上申候為後日仍如件

大福寺 印

光明寺 印

勝光寺監主

得門 印

専念寺 印

浄源寺 印

善法寺 印

専照寺 印

安養寺監主

一人女

一勝光寺^印 生島原

一人女

一大福寺 生島原

一人女

一快光院^印 生島原

一人女

一一乘院^印 生島原

一桜井寺^印 同

一同寺^印 同

一人内^男三人

石原伊織 妾○

是永金次兵衛厄介 みさ○

坪田森右衛門家内 ぬ以○

伊藤玄壽 妻○

春み○

亀記○

真言宗

禪宗

浄土宗

法花宗

一向宗

右寺分

本光寺^印

江東寺^印

浄林寺

鑑司珉高^印

晴雲寺^印

龍泉寺^印

快光院^印

桜井寺^印

一 同 寺印	同	同 よ柀○
一 同 寺印	同	同 きち○
一 專念寺印	生島原	本多市右衛門 妻○
一 龍泉寺印	同	倅 市太郎○
一 同 寺印	同	同 定吉○
一 同 寺印	同	同 八十治○
一 同 寺印	同	同 官三郎○
一 同 寺印	同	同 政八○
一 護國寺印	同	娘 たか○
一 專念寺印	同	同 里惠○
一 專念寺印	同	本田市兵衛倅 萬之助○
一 同 寺印	同	同 鉄五郎○
一 同 寺印	同	妻○
一 同 寺印	同	母○
一 拾三人内 <small>男七人 女六人</small>	同	
一 快光院印	生島原	板倉八右衛門家来 三上定右衛門印
一 同 寺印	同	倅 定之助○
一 同 寺印	同	娘 代せ○
一 同 寺印	同	同 み柀○
一 善法寺印	生島原	近木盛 厄介女○
一 老女		
一 護國寺印	生島原	内藤十三郎 厄介女○
一 老女		
一 晴雲寺印	生島原	世古徳兵衛 妾○

一同 寺印 同
 一同 寺印 同
 一安養寺印 同
 一江東寺印 生島原
 一安養寺印 同
 一光傳寺印 生島原
 一江東寺印 同
 一江東寺印 生島原
 一同 寺印 同
 一同 寺印 同
 一同 寺印 同
 一安養寺印 同
 一同 寺印 同
 一同 寺印 同
 一同 寺印 同
 一安養寺印 同

田中喜平
 来丑年
 二度
 妻○
 倅 喜太郎○
 同 熊治○
 倅 加太三郎
 娘 飛さ○
 娘 登喜太郎○
 娘 きん○
 塩塚久之丞印
 妻○
 入江佐左衛門印
 妻○
 赤崎八大夫印
 妻○
 倅 寿太郎○
 娘 く里○
 塩塚文七印
 妻○
 娘 毛ん○

一 崇台寺^印 生島原

ノ 老女

萩民右衛門 妻○

一 晴雲寺^印 生島原

ノ 老女

松原清吉 妻○

一 晴雲寺^印 生島原

ノ 老女

成瀬七右衛門 妻○

一 護國寺^印 生島原

ノ 老女

小野定六 妻○

一 淨源寺^印 同

ノ 式人内女男老々人

清之助○

一 晴雲寺^印 生島原

ノ 老女

渡邊関兵衛 妻○

一 江東寺^印 生島原

ノ 老女

吉田伝平太 妻○

一 善法寺^印 生島原

ノ 老女

松尾紋治 妻○

一 光傳寺^印 生島原

ノ 老女

稲田伊大夫 妻○

一 晴雲寺^印 生島原

ノ 老女

渡部大平 妻○

一 安養寺^印 生島原

ノ 式人内女男老々人

川井谷左衛門^印 妻○

一 江東寺^印 同

一 江東寺^印 生島原

一 同 寺^印 同

小林清右衛門^印 妻○

ノ 式人内女男老々人

一 崇台寺^印 生島原

天野善左衛門^印

一 勝光寺 ^印	ノ 老人女	生島原	稲田作大夫	妻○
一 浄源寺 ^印	ノ 老人女	生島原	栗原平之丞	母○
一 安養寺 ^印	ノ 老人女	生島原	荒木五大夫	妻○
一 浄源寺 ^印	ノ 老人女	生島原	本多七郎	母○
一 同 寺 ^印	同	同	妻○	
一 浄源寺 ^印	ノ 式人女	生島原	鈴木益藏	妻○
一 快光院 ^印	ノ 老人女	生島原	宮本平内	妻○
一 安養寺 ^印	ノ 老人女	生島原	佐藤仙大夫	妻○
一 崇台寺 ^印	ノ 老人女	生島原	白井伝左衛門	妻○
一 浄源寺 ^印	ノ 老人女	生島原	鈴木恒兵衛	妻○
一 桜井寺 ^印	ノ 老人女	生島原	中村大二	母○
一 晴雲寺 ^印	ノ 老人女	生島原	中川貞兵衛	妻○
一 崇台寺 ^印	ノ 老人女	生島原	西村数右衛門	妻○

〆 老人女

一 晴雲寺^印 生島原

〆 老人女

一 晴雲寺^印 生島原

〆 老人女

一 晴雲寺^印 生島原

〆 老人女

一 淨林寺 生島原

鑑司珉高^印

一 同 寺^印 同

〆 式人内^{男 女 老人}

一 晴雲寺^印 生島原

〆 老人女

一 安養寺^印 生島原

〆 老人女

一 江東寺^印 生島原

〆 老人女

一 江東寺^印 生島原

〆 老人女

一 晴雲寺^印 生島原

〆 老人女

一 淨源寺^印 生島原

〆 老人女

一 快光院^印 生島原

〆 老人女

一 晴雲寺^印 生島原

平田龍五郎 妻〇

飯島彦右衛門 妻〇

島田太兵衛 母〇

磯野元大夫 妻〇

倅 元五郎〇

岡野順左衛門 妻〇

松村正助 妻〇

古賀定四郎 妻〇

河野内藏太 妻〇

西川東次 母〇

渡部力左衛門 妻〇

安井恵助 妻〇

稲田傳藏 妻〇

一快光院 ^印	生島原	尾崎半助 ^印	倅 半太郎○
一 同 寺 ^印	同		娘 ちか○
一 同 寺 ^印	同		同 者川○
一淨源寺 ^印	同		同 能婦○
一淨源寺 ^印	同		
一快光院 ^印	生島原	成田伴助 ^印	
一 同 寺 ^印	生島原		
一江東寺 ^印	生島原	宮崎長藏 ^印	
一 同 寺 ^印	生島原		
一 同 寺 ^印	生島原	伊藤大八 ^印	倅 八三郎○
一 同 寺 ^印	同		娘 い能○
一快光院 ^印	生島原	林文大夫	母○
一 同 寺 ^印	生島原		
一安養寺 ^印	生島原	小柳津門入	妻○
一 同 寺 ^印	生島原		
一淨源寺 ^印	生島原	市川安兵衛	妻○
一 同 寺 ^印	生島原		
一護國寺 ^印	生島原	大久保貞之進	妻○
一 同 寺 ^印	生島原		
一淨源寺 ^印	生島原	渡部安右衛門	妻○
一 同 寺 ^印	生島原		
一晴雲寺 ^印	生島原	稻田織左衛門	母○

ノ四人内男三人 女一人

一 崇台寺印 生島原

能勢勘助印

一 同 寺印 同

倅 喜代太郎〇

ノ式人男

一 晴雲寺印 生島原

山本元太郎印

ノ壹人男

一 晴雲寺印 生島原

林實大夫印

ノ壹人男

一 晴雲寺印 生島原

丸山甚兵衛印

一 同 寺印 同

倅 熊三郎〇

一 同 寺印 同

娘 里か〇

一 同 寺印 同

同 さん〇

ノ四人内男三人 女一人

一 淨林寺 生島原

河野数右衛門印

鑑司珉高印

ノ壹人男

一 光傳寺印 生島原

矢島元次郎印

一 專照寺印 同

母〇

村百高二成ル

ノ式人内男三人 女一人

一 善法寺印 生島原

村田権九郎印

一 同 寺印 同

娘 まさ〇

一 同 寺印 同

同 せ以〇

一 同 寺印 同

同 か祢〇

一 同 寺印 同

同 さん〇

一 快光院印 同

妻〇

一同 寺^印 生島原
 一同 寺^印 同
 一 崇台寺^印 同
 ^ノ四人男
 一 善法寺^印 生島原
 ^ノ老人男
 一 江東寺^印 生島原
 一同 寺^印 同
 一同 寺^印 同
 一同 寺^印 同
 一同 寺^印 同
 一同 寺^印 同
 ^ノ五人内^{男四人 女一人}
 一 桜井寺^印 生島原
 ^ノ老人男
 一 晴雲寺^印 生島原
 一同 寺^印 同
 一同 寺^印 同
 一同 寺^印 同
 ^ノ四人内^{男三人 女一人}
 一 崇台寺^印 生島原
 ^ノ老人男
 一 光傳寺^印 生島原
 一同 寺^印 同
 一同 寺^印 同
 一 安養寺^印 同

倅 易太郎○
 同 忠治○
 弟 全壽○

三男徳三郎

池田幾左衛門^印

上田洪右衛門^印

倅 久米太郎○

同 伊三郎○

同 覚三郎○

娘 み津○

志波勘左衛門組 悦弥^印

何加二成不審入候事

是ハ先ニ出候事寸志勤候由

岩田晴助^印

倅 猪勢治○

娘 そ能○

同 ち春○

坂本織右衛門^印

尾崎源一郎^印

倅 源太郎○

娘 て徒○

妻○

ノ 四人内男貳人 女一人

一 晴雲寺印 生島原

一 同 寺印 同

ノ 貳人内女男各一人

娘きん

一 快光院印 生島原

一 同 寺印 同

ノ 貳人内女男各一人

一 善法寺印 生島原

一 同 寺印 同

一 安養寺印 同

一 同 寺印 同

一 晴雲寺印 同

ノ 五人内女男各四人

一 桜井寺印 生島原

一 同 寺印 同

ノ 貳人男

一 浄源寺印 生島原

一 善法寺印 同

ノ 貳人内女男各一人

一 護國寺印 生島原

ノ 壹人男

一 浄源寺印 生島原

一 江東寺印 同

ノ 貳人内女男各一人

一 晴雲寺印 生島原

金繩常平印

娘 ま川○

平城文七印

妻○

吉見嘉藤治印

娘 恵ひ○

同 ちか○

母○

妹 み能○

中村實兵衛印

倅 音三郎○

大村鷲兵衛

姉 茂登○

吉田長右衛門印

大竹弥三治印

母○

阿部亥助印

一同 寺印 同

一同 寺印 同

一同 寺印 同

ノ四人内男三人 女一人

一快光院印 生島原

一同 寺印 同

一快光院印 同

一同 寺印 同

ノ四人内男三人 女一人

一晴雲寺印 生島原

一同 寺印 同

一同 寺印 同

一同 寺印 同

一同 寺印 同

ノ五人内男三人 女二人

池田幾左衛門

善法寺ふゆ ぎと

一江東寺印 生島原

一同 寺印 同

一快光院印 同

ノ三人内男二人 女一人

一護國寺印 生島原

一同 寺印 同

一同 寺印 同

一同 寺印 同

娘 志げ

弓削五助印

倅 伊太郎○

加藤良右衛門印

加藤左右進印

倅 岩之助○

娘 さん○

奥村柰右衛門印

妻○

奥村大右衛門

娘 川ち○

同 登恵○

同寺 娘 徒起

佐々木隼太印

弟 末之丞○

妹 恵川○

西川嘉平印

倅 亀次郎○

娘 て川○

妻○

一 浄源寺印 生島原

一 同 寺印 同

一 同 寺印 同

ノ 三人内女男式人

一 浄源寺印 生島原

一 同 寺印 同

一 浄源寺印 同

ノ 三人内女男式人

一 晴雲寺印 生島原

一 同 寺印 同

一 同 寺印 同

一 同 寺印 同

ノ 四人内女男式人

善法寺 西岡久左衛門

倅 虎之助

斎藤戸一郎印

浄源寺 倅 玉之助

荒木和五郎印

倅 長治○

妻○

姉 登美○

ノ 四人内女男式人

一 安養寺印 生島原

一 同 寺印 同

ノ 式人男

一 晴雲寺印 生島原

黒田祐右衛門印

妻○

黒田健平印

内藤周蔵印

内藤貞八郎印

娘 ふさ○

娘 き登○

本田良大夫印

娘 い恵○

母○

下田勝左衛門印

倅 友太郎○

弓削七兵衛印

文化十三年

巻

宗門御改影踏帳

子正月 寄合

一我々儀切死丹^而無御座親祖父より全傳^二而も無御座候^二付影踏宗門并頼置候寺又は生國銘々書付差上申候少も切死丹之儀心底^二含不申候^二付切死丹之起證文^二書載申候此旨相違御座候ハ、てうす伴天連ひいりよすひりつさんとふ始さんたまりや諸々のあんしよひあとの罰を蒙りてうすのかうさ絶果しふたつの如く頼母敷を失ひ終に頓死仕いんへるのの苦患に責られ浮事御座有間敷候事

一自然切死丹之儀承候ハ、可申上候事

一只今迄之宗門替申度^二付^而は御断申上其上^二而替可申事

一我々儀弥切死丹^而無御座候^二付又日本之起證文を以申上候若偽お申上者梵天帝釋四天王惣^而日本国中大小之神祇八幡大菩薩愛宕山大権現天満自在天神別^而温泉四面大明神猛嶋大明神之可蒙御罰者也仍起證文如件

文化十三年

子正月

一切死丹宗門并傳之者御穿鑿恒例急度被仰付候拙僧共寺旦那胡乱成宗門無御座候自然不審成者御座候ハ、急度可申上候若脇方訴人御座候ハ、拙僧共不可遁其罪候則旦那名書頭判形仕差上申候此外銘々別紙證文差上申候為後日仍如件

專照寺 印

勝光寺 印

淨源寺 印

善法寺 印

安養寺 印

專念寺 印

光傳寺 印

護國寺 印

崇台寺 印

桜井寺 印

快光院 印

龍泉寺 印

晴雲寺 印

江東寺 印

淨林寺 印

本光寺 印

板倉角高殿

矢内喜又殿

一善法寺印 生嶋原

ノ老人女

一快光院印 生嶋原

ノ老人女

右寺分

池田榮兵衛娘 ちよ〇

荻民右衛門 妻〇

禪宗

浄土宗

法花宗

一向宗

本光寺印

浄林寺印

江東寺印

晴雲寺印

龍泉寺印

快光院印

桜井寺印

崇台寺印

護國寺印

光傳寺印

専念寺印

安養寺印

善法寺印

浄源寺印

勝光寺印

専照寺印

一 崇台寺 ^①	生嶋原	浅野勤太夫家内	かな○
ノ 耆人女			
一 安養寺 ^①	生嶋原	神崎民右衛門家内	せん○
ノ 耆人女			
一 護國寺 ^①	生嶋原	白井奥之丞厄介	い王○
ノ 耆人女			
一 桜井寺 ^①	生嶋原	古市次郎右衛門家内	志を○
ノ 耆人女			
一 晴雲寺 ^①	生嶋原	和田与惣左衛門	子持女○
ノ 耆人女			
一 快光院 ^①	生嶋原	大槻小六左衛門家内	きよ○
ノ 耆人女			
一 快光院 ^①	生嶋原	佐久間六郎兵衛	妾○
ノ 耆人女			
一 崇台寺 ^①	生嶋原	石原太仲厄介	流ひ○
ノ 耆人女			
一 本光寺 ^①	生嶋原	板倉大民	妾○
ノ 耆人女			
一 本光寺 ^①	生嶋原	松尾祖八家内	つる○
ノ 耆人女			
一 光傳寺 ^①	生嶋原	尾崎源右衛門伴	好太郎○
ノ 耆人男			
一 晴雲寺 ^①	生嶋原	西田悦太夫	子持女○
ノ 耆人女			
一 專照寺 ^①	生嶋原	内村一左衛門組	登八郎 ^①
ノ 耆人男			

一 護国寺印	同	母○
一 同 寺印	同	祖母○
一 龍泉寺印	同	倅 市太郎○
一 専念寺印	同	娘 む免○
一 同 寺印	同	同 里恵○
一 同 寺印	同	從弟 本多市兵衛○
一 同 寺印	同	倅 万之助○
一 同 寺印	同	娘 ま川○
一 同 寺印	同	同 き津○
一 専念寺印	生嶋原	妻○
一 同 寺印	同	母○
一 善法寺印	生嶋原	近本文周 賄女○
一 同 寺印	生嶋原	世古徳兵衛 子持女○
一 同 寺印	生嶋原	松野甚兵衛家内 さ以○
一 同 寺印	生嶋原	内藤大蔵 賄女○
一 同 寺印	生嶋原	一瀬文治 子持女○
一 同 寺印	生嶋原	奥平九郎左衛門 賄女○
一 同 寺印	生嶋原	村田亘厄介女 みよ○

一 崇台寺^印 生嶋原

ノ 老人女

一 江東寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

ノ 式人内^{女男式人}

一 安養寺^印 生嶋原

一 江東寺^印 同

一同 寺^印 同

ノ 三人内^{女男式人}

一 江東寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

一 江東寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

ノ 四人内^{女男式人}

一 快光院^印 生嶋原

一 善法寺^印 同

ノ 式人内^{女男式人}

一 崇台寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

ノ 式人内^{女男式人}

一 江東寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

一 安養寺^印 同

ノ 三人内^{女男式人}

一 龍泉寺^印 生嶋原

一 専念寺^印 同

西村新吾 妻〇

伊藤林左衛門^印 妻〇

妻〇

川井谷左衛門^印 妻〇

妻〇

娘 ちよ〇

小林清右衛門^印 妻〇

妻 兼吉〇

娘 きん〇

妻〇

斎宮俊右衛門^印 妻〇

妻〇

天野兵左衛門^印 妻〇

妻〇

塩塚宗左衛門^印 妻〇

妻 喜三太〇

妻〇

本多市右衛門^印 妻〇

妻〇

一 勝光寺 ^印	〃 老人女	生嶋原	稲田仁三郎 妻○
一 晴雲寺 ^印	〃 老人女	生嶋原	坂部平太夫 妻○
一 快光院 ^印	〃 老人女	生嶋原	本多七郎 母○
一 浄源寺 ^印	〃 式人女	同	同人 妻○
一 晴雲寺 ^印	〃 老人女	生嶋原	鈴木益蔵 妻○
一 快光院 ^印	〃 老人女	生嶋原	宮本圓治 妻○
一 光傳寺 ^印	〃 老人女	生嶋原	大竹只助 妻○
一 安養寺 ^印	〃 老人女	生嶋原	佐藤仙太夫 妻○
一 崇台寺 ^印	〃 老人女	生嶋原	白井作左衛門 妻○
一 浄源寺 ^印	〃 老人女	生嶋原	鈴木恒兵衛 妻○
一 桜井寺 ^印	〃 老人女	生嶋原	村里五郎左衛門 妻○
一 晴雲寺 ^印	〃 老人女	生嶋原	中川貞兵衛 妻○
一 安養寺 ^印	〃 老人男	生嶋原	船井郡治倅 初太郎○

一善法寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

一晴雲寺^印 同

ノ三人内男式人
女式人

一江東寺^印 生嶋原

ノ老人男

一浄源寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

一同 寺^印 同

ノ三人内男式人
女式人

一崇台寺^印 生嶋原

ノ老人男

旅行

一晴雲寺^印 生嶋原

ノ老人女

一晴雲寺^印 生嶋原

ノ老人女

一浄林寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

ノ式人内男式人
女式人

一晴雲寺^印 生嶋原

ノ老人女

一江東寺^印 生嶋原

ノ老人女

一江東寺^印 生嶋原

ノ老人女

一浄源寺^印 生嶋原

池田幾左衛門^印

娘 里せ〇

妻〇

上田洪右衛門^印

松下猶太夫

娘 み祢〇

同 やす〇

坂本兵太郎^印

嶋田耕作 妻〇

松原清吉 妻

三原正右衛門 妻〇

磯野元太夫 妻〇

倅 元五郎〇

松村正助 妻〇

古賀定四郎 妻〇

河野吉郎左衛門 妻〇

川井金市 妻〇

一同 寺印 同

一同 寺印 同

一浄源寺印 同

ノ四人内男式人

一晴雲寺印 生嶋原

一晴雲寺印 生嶋原

一同 寺印 同

ノ三人内男式人

一晴雲寺印 生嶋原

ノ老人男

一桜井寺印 生嶋原

一同 寺印 生嶋原

一同 寺印 同

ノ三人内男老人

一快光院印 生嶋原

一同 寺印 同

一同 寺印 同

ノ三人内男式人

一晴雲寺印 生嶋原

ノ老人男

一浄源寺印 生嶋原

ノ老人男

一桜井寺印 生嶋原

一同 寺印 同

一同 寺印 同

ノ三人男

倅 栄太郎○

娘 ふ由○

妻○

奥村左右衛門印

娘 たき○

妻○

奥村大右衛門

本多増太夫印

娘 恵ん○

同 たき○

旅行

岩堀五郎左衛門印

倅 佐一郎○

娘 た祢○

金縄恒平印

渡部為蔵印

中村實兵衛印

倅 萬之助○

同 悦弥○

一同 寺印 同 娘 さく○
一同 寺印 同 妻○

一善法寺印 生嶋原 本多良太夫印
一 同 寺印 同 母○

一淨源寺印 生嶋原 梅村俊藏印
一淨源寺印 生嶋原 倅 安之丞○

一淨源寺印 生嶋原 内藤貞八郎印

一桜井寺印 生嶋原 本多利八印

一崇台寺印 生嶋原 荒木平兵衛印
一同 寺印 同 倅 廉之助○

一同 寺印 同 同 銀之丞○
一同 寺印 同 娘 とみ○

一崇台寺印 生嶋原 荒木鉄弥印

一護国寺印 生嶋原 雨森仁平印
一同 寺印 同 倅 金之助○

一同 寺印 同 娘 くみ○
一晴雲寺印 同 妻○

一善法寺印 生嶋原 池田栄兵衛印

一我々儀切死丹^二而無御座親祖父より全傳^二而も無御座候二付影踏宗門并頼置候寺又ハ生国銘々書付差上申候少も切死丹之儀心底ニ含不申候ニ付切死丹之起證文ニ書載申候此旨相違御座候ハ、てうす伴天連ひいりよすひりつさんとう始さんたまりや諸々のあんしよへあとの罰を蒙りてうすのかうさ絶果しゆうたつのことく頼母敷を失ひ終ニ頓死任んへるのの苦患ニ責られ浮事御座有間敷事

一自然切死丹之儀承候ハ、可申上事

一只今迄之宗門替申度ニ付^二は御断申上其上^二而替可申事

一我々儀弥切死丹^二而無御座候二付又日本之起證文を以申上候若偽お申上者梵天帝釋四大天王惣^而

日本國中大小之神祇八幡大菩薩愛宕山大権現天満大自在天神別^而温泉四面大明神猛嶋大明神之可蒙御罰者也仍^而起證文如件

文化三年

寅正月

一浄源寺^印 生嶋原

内藤周蔵

メ耆人男

一江東寺^印 生嶋原

中島平太左衛門^印

一同 寺^印 同

倅 甚治○

一同 寺^印 同

同 平三郎○

一同 寺^印 同

同 新八郎○

一快光院^印 生嶋原

娘 恵つ○

メ五人内^{男四人 女一人}

一浄源寺^印 生嶋原

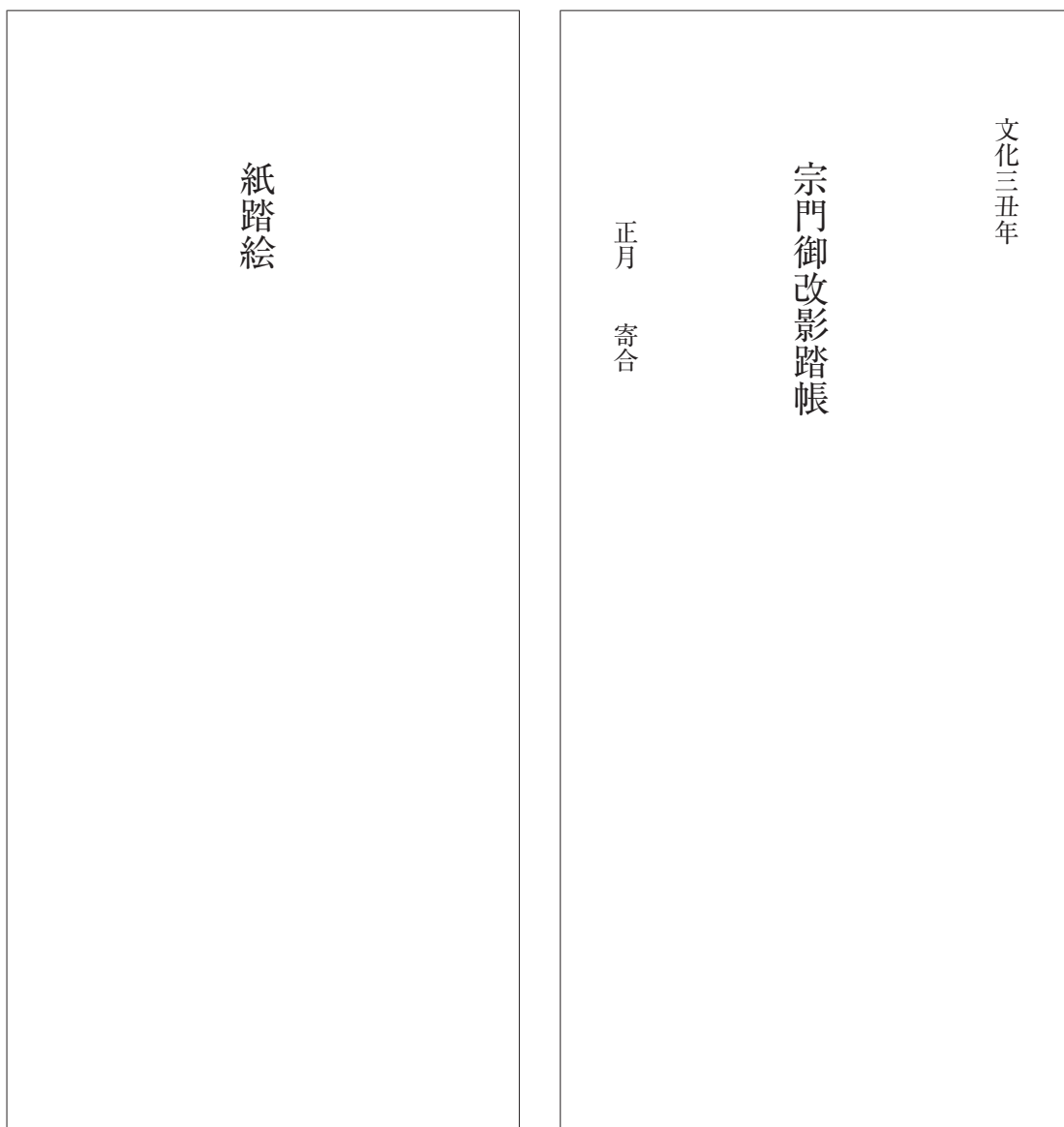
黒田祐右衛門^印

一同 寺^印 同

倅 弁之助○

一同 寺^印 同

同 新三郎○



一 西方寺^印 生嶋原 外組 忠七^印
 ノ 老人男
一 晴雲寺^印 生嶋原 外組 源七^印
一 同 寺^印 同 妻○
一 快光院^印 生嶋原 外組 傳藏^印
一 同 寺^印 同 倅 安太郎○
 ノ 式人男
一 安養寺^印 生嶋原 外組 圓四郎^印
一 護国寺^印 同 倅 定之助○
 ノ 式人男
一 安養寺^印 生嶋原 外組 熊右衛門^印
 辰八月永々御暇被下候
一 同 寺^印 同 妻○
一 同 寺^印 同 母○
一 崇台寺^印 同 弟 甚太郎○
 ノ 四人内^男
 女
一 安養寺^印 生嶋原 外組 住右衛門^印

ノ老人男

一快光院印 生嶋原

ノ老人女

一晴雲寺印 生嶋原

一同寺印 同

一同寺印 同

ノ三人内男老
女老
女老

一崇台寺印 生嶋原

一同寺印 同

一同寺印 同

一同寺印 同

ノ五人内男老
女老
女老
女老
女老

一晴雲寺印 生嶋原

一同寺印 同

ノ式人内男老
女老
女老

一浄源寺印 生嶋原

一同寺印 同

ノ式人男

一晴雲寺印

一同寺印 同

一同寺印 同

ノ四人内男老
女老
女老
女老

一快光院印 生嶋原

ノ老人男

一江東寺印 生嶋原

内村一左衛門組圓治 妻○

外組 柳大夫印

妻○

娘 たか○

外組 元七印

妻○

娘 毛登○

同 登み○

同 たけ○

外組 逸右衛門印

妻○

外組 太助印

倅 鉄太郎○

妻○

娘 勢起○

倅 久米太郎○

外組 久米右衛門印

外組 平太左衛門印

- | | | | |
|------------------------------------|-----|-----------|---|
| 一光傳寺 ^印 | 生嶋原 | 服部治郎右衛門組 | 徳市 ^印 |
| ノ老人男 | | | |
| 一晴雲寺 ^印 | 生嶋原 | 服部治郎右衛門組 | 政右衛門 ^印 |
| ノ老人男 | | | |
| 一桜井寺 ^印 | 生嶋原 | 富永弥藤治組 | 増太夫 ^印 |
| 一同寺 ^印 | 同 | 倅 | 増太郎 ^印 |
| ノ式人男 | | | |
| 一晴雲寺 ^印 | 生嶋原 | 富永弥藤治組忠次郎 | 妻〇 |
| ノ老人女 | | | |
| 一浄源寺 ^印 | 生嶋原 | 具山彦十郎組 | 周蔵 ^印 |
| 一同寺 ^印 | 同 | 倅 | 房之助〇 |
| ノ式人男 | | | |
| 一晴雲寺 ^印 | 生嶋原 | 富永弥藤治組新平 | 妻〇 |
| ノ老人女 | | | |
| 一快光院 ^印 | 生嶋原 | 市川傳太夫組 | 喜藤太 ^印 |
| 一同寺 ^印 | 同 | 娘 | せん〇 |
| ノ式人内 <small>男
女
式人</small> | | | |
| 一浄源寺 ^印 | 生嶋原 | 高橋只右衛門組 | 源六 大坂 |
| 一同寺 ^印 | 同 | 娘 | わくわ〇 |
| 一同寺 ^印 | 同 | 倅 | 源太郎〇 |
| ノ三人内 <small>男
女
式人</small> | | | |
| 一晴雲寺 ^印 | 生嶋原 | 富永弥藤治組 | 久米右衛門 ^印 |
| ノ老人男 | | | |
| 一善法寺 ^印 | 生嶋原 | 真田源五左衛門組 | 良太夫 ^印 |
| ノ老人男 | | | |
| 一龍泉寺 ^印 | 生嶋原 | 高橋只右衛門組 | 吉郎治 ^印 |

〆 老人男

一安養寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

一同 寺^印 同

〆 三人内^{男老人 女老人 式人}

一晴雲寺^印 生嶋原

〆 老人女

一江東寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

〆 式人内^{男老人 女老人}

一江東寺^印 生嶋原

〆 老人男

一浄源寺^印 生嶋原

〆 老人男

一晴雲寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

〆 式人内^{男老人 女老人}

一浄源寺^印 生嶋原

一同 寺^印 同

〆 式人内^{男老人 女老人}

一勝光寺^印 生嶋原

〆 老人男

一光傳寺^印 生嶋原

〆 老人男

一崇台寺^印 生嶋原

〆 老人男

勝井源五左衛門組 七左衛門

妻

娘 み屋

石川金左衛門組喜曾太夫 妻

高橋只右衛門組 惣太夫^印

娘 さき〇

石川金左衛門組 文助

内村市郎兵衛組 佐次右衛門^印

内村市郎兵衛組 四郎左衛門

娘 て津〇

内村市郎兵衛組 鷲兵衛^印

娘 そよ〇

内村市郎兵衛組 孫平

内村市郎兵衛組 源太郎^印

市川傳太夫組 四郎治

一 専念寺 印

同

倅 平蔵 印

一 護國寺 印

同

妻 〇

一 専念寺 印

同

市右衛門倅 和助 〇

一 龍泉寺

同

同 民之助 〇

一 専念寺

同

娘 む津 〇

一 龍泉寺

同

平蔵倅 市太郎 〇

一 江東寺 印

同

本多市兵衛 妻 〇

一 専念寺 印

同

同人倅 久蔵 印

一 安養寺 印

同

妻 〇

一 専念寺 印

同

本多市兵衛倅 市五郎 〇

一 同 寺 印

同

同人倅 市三郎 〇

一 龍泉寺 印

同

同 民之助 〇

一 専念寺 印

同

娘 む津 〇

一 同 寺 印

同

同 ちへ 〇

一 龍泉寺 印

同

平蔵倅 市太郎 〇

拾三人内男七人 女六人

一 晴雲寺 印

生嶋原

橋本新五郎 妻 〇

一 晴雲寺 印

生嶋原

石井百兵衛 妻 〇

一 桜井寺 印

生嶋原

兼田藤左衛門厄介 志ち 〇

一 晴雲寺 印

生嶋原

板倉八右衛門内 清水丈右衛門

一 同 寺 印

生嶋原

同人倅 市三郎 〇

一 同 寺 印

生嶋原

同人倅 市三郎 〇

一 同 寺 ^印	同	同 加祢 ^〇
一 淨源寺 ^印	同	父 友藏 ^〇
一 晴雲寺 ^印	同	母 ^〇
^{八人内} 男 ^三 女 ^五		
一 安養寺 ^印	生嶋原	永野左七
一 同 寺 ^印	同	倅 熊太郎 ^〇
^{式人男}		
一 快光院 ^印	生嶋原	本多仙六 妻 ^〇
^{老人女}		
一 晴雲寺 ^印	生嶋原	磯永貞治 ^印
一 同 寺 ^印	同	娘 まさ ^〇
一 同 寺 ^印	同	同 きく ^〇
一 同 寺 ^印	同	倅 幸三郎 ^〇
^{四人内} 男 ^二 女 ^二		
一 快光院 ^印	生嶋原	瀬崎段四郎孫 婦さ ^〇
^{老人女}		
一 安養寺 ^印	生嶋原	弓削仁太夫孫 津累 ^〇
^{老人女}		
一 快光院 ^印	生嶋原	市川時左衛門倅 定之進 ^〇
一 同 寺 ^印	生大和	定之進倅 民五郎 ^〇
一 同 寺 ^印	同	同人娘 てい ^〇
^{三人内} 男 ^二 女 ^一		
一 光傳寺 ^印	生嶋原	宮田怡助 ^印
一 晴雲寺 ^印	同	妻 ^〇
^{式人内} 男 ^二 女 ^二		
一 護國寺 ^印	生嶋原	本多市右衛門 妻 ^〇

- | | | | |
|-------------------|--------------------------|----------------------|----|
| 一安養寺 ^印 | 生嶋原 | 丸山弥五助 ^印 | 妻○ |
| 一同 寺 ^印 | 同 | | |
| | ノ式人内 <small>女男式人</small> | 丸山弥一左衛門 ^印 | |
| 一安養寺 ^印 | 生嶋原 | 大沢段七 ^印 | 妻○ |
| | ノ耆人男 | | |
| 一安養寺 ^印 | 生嶋原 | | |
| 一光傳寺 ^印 | 同 | 川井丈右衛門 ^印 | 妻○ |
| | ノ式人内 <small>女男式人</small> | | |
| 一江東寺 ^印 | 生嶋原 | 妻○ | |
| 一同 寺 ^印 | 同 | 娘 津累○ | |
| 一同 寺 ^印 | 同 | 同 具里○ | |
| 一同 寺 ^印 | 同 | 同 屋寿○ | |
| 一善法寺 ^印 | 同 | 倅 伊兵衛○ | |
| | ノ六人内 <small>女男式人</small> | | |
| 一本光寺 ^印 | 生嶋原 | 荒木彦藏 ^印 | |
| 一同 寺 ^印 | 同 | 娘 きよ○ | |
| 一同 寺 ^印 | 同 | 倅 多喜太郎○ | |
| | ノ三人内 <small>女男式人</small> | | |
| 一晴雲寺 ^印 | 生嶋原 | 渡部好兵衛 妻○ | |
| | ノ耆人女 | | |
| 一晴雲寺 ^印 | 生嶋原 | 奥村忠四郎 ^印 | 妻○ |
| 一同 寺 ^印 | 生字都宮 | | |
| 一同 寺 ^印 | 生嶋原 | 娘 多起○ | |
| 一同 寺 ^印 | 同 | 倅 龍太郎○ | |
| 一同 寺 ^印 | 同 | 娘 毛恵○ | |

〔紙踏絵〕

一安養寺印 生嶋原

一同 寺印 同

ノ式人女

一晴雲寺印 生嶋原

ノ老人女

一快光院印 生嶋原

一同 寺印

一同 寺印 同

一同 寺印 同

一同 寺印 同

一護国寺印 同

ノ六人内男三人 女三人

一晴雲寺印 生嶋原

ノ老人女

甲斐喜平太 妻〇

娘 里乃〇

嶋田吉郎右衛門 妻〇

加藤喜惣右衛門印

妻〇

娘 由く〇

倅 小太郎〇

父 幾左衛門〇

母〇

酒田清蔵 妻〇

〔無表題〕

一我々儀切死丹ニ^而無御座親祖父^方全傳ニ^而も無御座候付影踏宗門并頼置候寺又は生国銘々書付差上申候少も切死丹之儀心底ニ含不申候付切死丹之起請文書載申候此旨相達御座候ハ、てうす伴天連ひいりよすひりつさんとう始さんたまりや諸々のあんしよへあとの罰を蒙りてうす乃かさ絶果しゆうたつのごとく頼母敷を失終頓死仕いんへるの、苦患ニ被責浮事御座有間敷事

一自然切死丹之儀承候ハ、可申上事

一只今迄之宗門替申度付^而は御断申上其上ニ^而替可申事

一我々儀弥切死丹ニ^而無御座候付又日本之起請文を以申上候若偽お申上は 梵天帝釋四大大天皇^而日本国中大小之神祇八幡大菩薩愛宕山大権現天満自在天神別^而温泉四面大明神猛嶋大明神之可蒙御罰者也^而仍^而起請文如件

天明四年辰二月

凡例

- 一、本書は、嶋原藩の宗門人別改帳である。
- 一、本書の原本は、西南学院大学博物館に所蔵されている。
- 一、刊行に際しては、なるべく原本の体裁を表すようにつとめたが、多少の修正を加えているところもある。
- 一、変体仮名は、江、而のみ活字を小さくして用い、他は平仮名に改めた。また^レはもとのままにした。
- 一、旧字は原文通りとした。
- 一、原本の虫損等により判読不能の文字は□で示した。
- 一、原本の抹消や書き直しなどによる訂正はその両方を示した。
- 一、氏名は原文通りとした。
- 一、原本にある貼紙は四角で囲んで表記した。

- 1 五野井隆史『日本キリスト教史』(吉川弘文館、一九九〇年)二三三～二三五頁。
- 2 「1. 無題」については表紙欠損のため作成者不明。
- 3 『藩史大事典』第七卷九州編(雄山閣、一九九三年)二二八～二二九頁。
- 4 安高啓明「天草における宗門改―影踏と踏絵―」(安高啓明編『海流に魅せられた島 天草―祈りの原点とキリシタン文化』西南学院大学博物館、二〇一一年)四五～四八頁。
- 5 片岡弥吉「踏絵―禁教の歴史―」(日本放送出版協会、一九八一年)七七～七九頁。
- 6 紙踏絵については、高倉洋彰「踏絵の一形態―紙踏絵の紹介と検討―」(日本考古学協会二〇二二年度福岡大会実行委員会編『二〇二二年度福岡大会研究発表資料集』一般社団法人日本考古学協会、二〇二二年)二五～四五頁を参照されたい。

中津、白杵、府内、杵築などがあつた。嶋原藩は、福岡藩や熊本藩などのように自藩で踏絵を所持することが認められず、然るべき時期がきたら、長崎奉行所へ赴き手続きを経て踏絵を借用していたのである。

長崎において、絵踏は正月三日に町年寄方でおこなわれ、翌日から町方から始められるのが慣例で、二月中旬には村方での絵踏が終了した。時期的なこととあつて、絵踏は年中行事化していった面がある。そして三月中には長崎奉行所および代官所に宗門人別改帳を提出した。嶋原藩の場合は、本資料を通覧すると、起請文の日付が正月や二月となつてゐる。嶋原藩では、一月二十五日、二十六日に城下から絵踏が行なわれていた⁵。絵踏開始にともない起請文が読み聞かせられたことから、この日付は起請文が作成された日ということにならう。

本資料は共通して起請文前書が収められ、以下、檀那寺と人名が続く。そして、末尾には差出および宛所があり、各冊共通して、寺院から家臣へ宛てられていることがわかる。なお、天明四年本と文化三年本には紙踏絵が収められているが、これらはのちに綴じ直された際に挿入されているのであろう⁶。嶋原藩では明治四年(一八七二)まで影踏が行なわれており、あわせて宗門帳も作成されている。

宗門人別改帳には檀那寺に所属するすべての人が記載される。しかし、宗門改の時に外出しているものがあつたら、該当者の箇所に行き先が記されている。本資料の基本的な構成は、「一檀那寺／押印／生所／役職・組／氏名／押印」となつてゐる。押印はすべて黒印で、檀那寺は丸印もしくは角印、戸主は丸印、女性の場合は筆軸印が押されている。

嶋原藩では戸別に影踏が行なわれていたようで、戸ごとに「メ／人内男／人女／人」と記されている。また、夫と妻で檀那寺が異なつていたり、父子家庭でも異なつてゐる例が散見される。また、父方の檀那寺ではなく、母方の檀那寺に属している子供も見受けられる。

本資料によって、断片的ではあるものの、嶋原藩武家の人口が示される。あわせて、ここに記された職名によって、江戸時代中後期の嶋原藩の職制がわかる。また、家内で檀那寺が異なるなど、江戸時代の家族形態も知ることができる。前記したように、嶋原藩は絵踏を影踏と称していた。これを反映するような宗門人別改帳が作成されており、絵踏の地域性も裏付ける資料といえよう。

1. 無表題(「宗門御改影踏帳」) / 天明四(一七八四)年 / 三一・〇 × 二三・〇 / 堅帳 / 十九丁
2. 宗門御改影踏帳 / 文化三(一八〇六)年 / 三一・五 × 二二・〇 / 堅帳 / 二十七丁
3. 宗門御改影踏帳 / 文化十三(一八一六)年 / 三一・〇 × 二三・〇 / 堅帳 / 三十七丁
4. 宗門御改影踏帳 / 文化十三(一八一六)年 / 三一・〇 × 二三・〇 / 堅帳 / 二十二丁
5. 宗門御改影踏帳 / 天保二(一八三二)年 / 三一・〇 × 二三・〇 / 堅帳 / 三十六丁
6. 宗門御改影踏帳 / 天保二(一八三二)年 / 三一・〇 × 二三・〇 / 堅帳 / 十九丁
7. 宗門御改影踏帳 / 天保四(一八三三)年 / 三一・五 × 二二・五 / 堅帳 / 十九丁
8. 宗門御改影踏帳 / 嘉永五(一八五二)年 / 三一・〇 × 二二・五 / 堅帳 / 五十二丁
9. 宗門御改影踏帳 / 嘉永五(一八五二)年 / 三一・〇 × 二二・五 / 堅帳 / 二十一丁
10. 宗門御改影踏帳 / 嘉永七(一八五四)年 / 三二・〇 × 二三・〇 / 堅帳 / 五十六丁
11. 宗門御改影踏帳 / 文久三(一八六三)年 / 三二・〇 × 二三・〇 / 堅帳 / 十七丁

本稿では、紙幅の都合上、天明四年(A1-1001-1)・文化三年(A1-1001-2)・文化十三年(A1-1001-3)・文化十三年(A1-1001-4)のみを取り上げる。

西南学院大学博物館が所蔵する「宗門御改影踏帳」の作成者は「寄合」(2-6)、「宗門方」(7-11)とある。²⁾「宗門方」は藩の職制では町方に属し、町奉行、そして吟味役の下に位置している。³⁾宗門人別改帳は役所に提出する分と控えのものが存在する。毎年役所に提出される宗門人別改帳は、一定期間管理された後に破棄され、当該年のものを受け入れる。今日、残されている宗門人別改帳は、概ね町方・村方で控えとして作成されたもので、本資料もこれにあたるものと推察される。

なお、本資料の表紙(資料名)には「宗門御改影踏帳」とある。影踏とは絵踏のことであり、嶋原藩では絵踏の行為を影踏と称していた。そのため、これを反映した通称「宗門人別改帳」が作成されたのであり、この呼称の相違は、各地での呼ばれ方に起因するものだった。例えば、天草のよう1)に支配替わりしているところでは、長崎代官時代には「宗門御改踏絵帳」と称していながら、支配替による嶋原藩時代には「宗門御改影踏絵帳」として作成されていたのである。⁴⁾つまり、絵踏の呼称の地域性が、ここに反映されたのである。

嶋原藩は長崎奉行所から踏絵を借用して絵踏を行っていた藩のひとつである。嶋原藩と同じく長崎奉行所から踏絵を借用していたところには、豊後日出、五島、大村、延岡、豊後岡、豊後

資料紹介

西南学院大学博物館所蔵「宗門御改影踏帳」(1)

安高 啓明

稲益 あゆみ

解題

西南学院大学博物館が所蔵する「宗門御改影踏帳」(資料番号A1-001-1-11)は、通称「宗門人別改帳」と呼ばれるものである。キリシタン禁教政策が展開されていくなかで、幕府は寺請制度を確立し、町人・村人を檀那寺に所属させることで人民統制を図った。幕府の禁教政策を象徴するものであるとともに、江戸時代の戸籍の用途も果たしたのが本資料ということになる。

宗門人別改帳として現存している最古のものは、寛永十一(一六三四)年七月二十七日付の「平戸町人数改之帳乙名石井新兵衛」(九州大学附属図書館附設記録資料館九州文化史資料部門蔵)とされる。これは一冊三十三丁からなり、家持町人の部に借屋人の部がつづき、一戸ごとに戸主以下の家族・下人・下女の順で記し、合計の人数と男女の内訳を書き示している。全冊一筆で、本人の印があり、「転び」か否か記載はないものの、「転び」でない仏教徒(素人)には「元来」と特記し区別している¹⁾。

先の平戸町の人別帳は、幕府直轄領長崎の平戸町に居住する町人のものになる。本資料は嶋原藩武家の人別帳であり、全十一冊からなる。本資料の紹介に先立ち、各冊が所収する年次及び法量、形状、丁数を記しておく次のようになる。

資料紹介

西南学院大学博物館所蔵「宗門御改影踏帳」(1)

目次

目次	一
解題	二
凡例	七
「宗門御改影踏帳」(1)	八

執筆者一覧

高倉 洋彰(たかくら ひろあき)	西南学院大学博物館長／国際文化学部教授 文学博士(九州大学)
安高 啓明(やすたか ひろあき)	西南学院大学博物館学芸員 博士(史学)(中央大学)
貞清 世里(さだきよ せり)	西南学院大学博物館臨時職員・博物館G P 研究員 本学大学院国際文化研究科博士後期課程在学
中尾 祐太(なかお ゆうた)	西南学院大学博物館臨時職員・博物館G P 研究員 本学大学院国際文化研究科博士後期課程在学
稲益あゆみ(いなます あゆみ)	西南学院大学博物館臨時職員・博物館I P 研究員 本学大学院国際文化研究科博士前期課程在学

西南学院大学博物館研究紀要

創刊号

発行日 2013(平成25)年3月31日

発行 西南学院大学博物館
〒814-8511 福岡市早良区西新3丁目13番1号

印刷 株式会社 インテックス福岡

Research Bulletin of Seinan Gakuin University Museum

Vol.1

MONOGRAPH

The problem about exhibition of copper manufacture's mirror

Hiroaki TAKAKURA

Theory of University museum organization-Lows and the types

Hiroaki YASUTAKA

A study of temples have Hokiji style temple compounds in Nankaido

Seri SADAKEYO

RESEARCH REPORT

Dug-standing pillar buildings of the Yayoi period in Fukuoka

Yuta NAKAO

† ————— † ————— †

Reprint of the Historical Documents

Documents with the name of apostates "*shuumon-ooaratame-kagehumi-cho*" owned by
Seinangakuin University Museum

Hiroaki YASUTAKA

Ayumi INAMASU

March, 2013 edited by

SEINAN
GAKUIN UNIVERSITY